

みえ元気プラン

令和4(2022)年10月

三 重 県

《抜粋版》

目次

はじめに みえ元気プランの趣旨	1
第1章 みえ元気プランでめざす三重県.....	2
第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦<抜粋>	16
(6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実.....	17
(7) 人口減少への総合的な対応.....	27
第3章 政策・施策	34
第1節 政策体系とは	34
第2節 政策体系（政策・施策）	35
第3節 施策の概要<抜粋>	38
施策 2-3 介護の基盤整備と人材確保	40
施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進.....	42
施策 13-1 地域福祉の推進.....	44
施策 13-2 障がい者福祉の推進.....	47
施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり.....	50
施策 15-2 幼児教育・保育の充実	52
施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進.....	54
施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援	56
施策 16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	58
第4章 行政運営<略>	
第1節 施策の推進を支えるために	
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）	
第5章 計画の進行管理.....	60
第1節 みえ元気プランの進行管理.....	60
第2節 行財政改革の取組<略>	
(参考資料)	
1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映<略>	
2 個別計画一覧<抜粋>	61
3 KPI 一覧<抜粋>	62
4 「みえ元気プランで進める7つの挑戦」 施策との関連一覧<略>	
5 用語解説<略>	

はじめに みえ元気プランの趣旨

県では、長期的な視点からおおむね10年先の三重県の姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示した、長期構想「強じんな美し国ビジョンみえ」を策定しています。

「みえ元気プラン」は、今後の三重の成長戦略として、「強じんな美し国ビジョンみえ」が掲げる基本理念「強じて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて推進する取組内容をまとめた、令和4(2022)年度から、県政150周年の節目となる令和8(2026)年度までの5年間の中期の戦略計画です。

県民の皆さんが将来にわたって、安全・安心を感じながら元気に暮らすことのできる、新しい三重づくりを進めるためのプランです。

● 計画期間

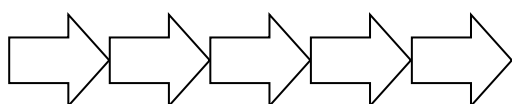
令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間

● 「強じんな美し国ビジョンみえ」と「みえ元気プラン」の関係

2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

おおむね10年先を見据えたビジョン（強じんな美し国ビジョンみえ）

5年間の中期の戦略計画
（みえ元気プラン）



単年度の県政運営方針
（三重県行政展開方針）

第1章 みえ元気プランでめざす三重県

今後、三重県をはじめさまざまな主体が既存の取組を継続し、新たな取組や対応の充実・強化など特段の取組を行わなかった場合に想定される懸念事項などを「2026年の見通し」として示します。

一方、想定される課題に対して、新たな取組や対応を充実させることによってめざす2026年の三重県の姿と、その実現に向けた基本的な取組の方向を「めざす姿と取組方向」として整理しました。

(1) 大規模災害への備え

[2026年の見通し]

- 南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いており、日ごろからの災害への備えが求められています。
- 人口減少と高齢化の一層の進展により、地域の防災活動を担う人材が不足するとともに、災害時の避難行動に支援を要する人が増加しています。
- 大規模災害の発生時に、緊急輸送道路の多くの箇所で通行が不能となり、物資輸送や復旧・復興に大きな支障が生じることが懸念されます。
- 建設後50年以上経過するインフラ施設の急速な増加により、災害に対する機能が低下し、小規模な災害でも大きな被害が生じるリスクが高まります。

[めざす姿と取組方向]

- いつ、どこで災害が発生しても高い専門性と機動性を持って災害に即応し、的確な対策が実施できるよう、県の災害対応力をさらに充実させるとともに、国、市町、実働機関等と緊密に連携した防災体制の強化に取り組みます。
- 県民の防災意識が高まり備えが進むことで、災害発生時に被害の軽減が図られるよう、県民の防災意識の醸成に向けた啓発や適切な避難行動の促進に向けた情報提供等に取り組みます。また、地域の防災力の向上に向けて、若者をはじめとした地域の防災活動を担う人材の育成を進めるとともに、市町や自主防災組織などの連携・協力を進めます。
- 災害に強い県土づくりに向けた対策を着実に進めるため、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策を全体の約40%、渡河部橋梁の流失防止対策を全体の約50%、河口部の大型水門・樋門等の耐震化対策を全体の約50%完了するよう取り組みます。
- 予防保全を含めたメンテナンスを着実に実施するため、令和2年度調査において舗装の打ち換えが必要と判断された緊急輸送道路のうち、約70%で対策が完了するよう取り組みます。
- 災害時・平常時を問わず、安全・安心なインフラの機能を確保するため、定期点検に基づく適切なメンテナンスを着実に実施します。
- 大規模災害発生後、速やかに復旧・復興が進むよう、災害廃棄物処理体制の整備を進めます。

(2) 観光産業の振興

[2026年の見通し]

- 人口減少に伴い国内マーケットの縮小や観光産業の担い手不足等の課題が顕在化するなど、観光産業を取り巻く環境は厳しい状況です。
- 世界的に SDGs の取組が加速するなか、オーバーツーリズム対策をはじめ、地域の自然や文化、環境や経済に配慮した持続可能な観光地づくりが求められており、旅行者から持続可能な観光地として認識されなくなれば、観光地における魅力が低下し、滞在時間の減少や目的地として選ばれなくなる可能性があります。
- コロナ禍により、旅行スタイルの変化に拍車がかかるとともに、旅行者ニーズの多様化がより一層進み、変化に対応できない観光地や観光事業者は取り残されていきます。
- 令和7(2025)年には大阪・関西万博が、令和9(2027)年にはワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催が見込まれます。また、令和9(2027)年にはリニア中央新幹線東京・名古屋間が開業予定であるなど、国内外から多くの人を訪れることが期待されます。

[めざす姿と取組方向]

- 国内旅行者が減少する中においても国内外から選ばれ続ける三重県となり、旅行者の長期滞在を促進して観光消費額の増加を図るため、戦略的な観光マーケティングを展開するとともに、三重ならではの魅力的な観光資源の磨き上げやプロモーションの強化に取り組むことにより、拠点滞在型観光を推進します。
- 地域住民をはじめ、地域全体で観光客の受入れ機運を高めるほか、カーボンニュートラルへの対応や経済面、文化面、環境面などを総合的に考慮した地域のサステナブルな観光地経営の支援に取り組めます。
- 観光産業の質的な変革を促進し、魅力的な観光地づくりを進めるため、観光DXを推進するとともに、宿泊施設におけるサービスの高付加価値化など、変化に対応する観光地の受入体制の整備に取り組めます。
- 大阪・関西万博等の好機を生かし、高付加価値旅行者層を含む国内外の需要を獲得するため、広域観光を推進するとともに、質の高い宿泊施設の誘致、クルーズ船の受入れ環境の充実等も行いつつ、周遊ルート設定の検討等により、国内外からの誘客に向けて事業者等と連携した取組を進めます。

(3) ものづくり産業・中小企業の振興

[2026年の見通し]

- 道路網の整備が進み、リニア中央新幹線延伸への期待も高まる中、県内への企業立地ニーズは引き続き高いものの、産業用地の不足により県内への新たな投資が制約される事態が懸念されます。

- 消費者ニーズの変化をとらえたサービスや業種を越えた多様な連携による商品開発など、新たな価値の創出を図るため、効率的な商流を拡大する仕組みを構築しなければ、国内外における企業間競争が激化する中で県産品の販路を確保することが困難な状況となっています。
- 人口減少による国内市場の縮小により、従来のビジネスにとどまっている事業者は現行の売上維持が難しくなります。また、中小企業・小規模企業における経営者の高齢化や担い手の確保が難しくなる中、後継者不足や労働力不足による廃業が増加しています。
- 伝統産業・地場産業は、生活スタイルの変化による需要の低迷や従事者の高齢化等の課題に直面しています。
- 社会全体で働きやすい労働環境の整備や多様で柔軟な働き方が選択できる勤務形態の導入が進む一方で、依然として業種や規模によってはこれらの取組が遅れています。また、労働力不足が深刻化する中であっても、女性や高齢者等が希望に応じた職業に就くことが困難な状況となっています。
- デジタル化の進展や産業構造の変化が加速している中、労働市場のニーズに対応したスキル・キャリアアップや職業訓練を実施し、早期再就職や企業における生産性の向上につなげることが求められています。
- 県内のみならず国内外において、感染症の世界的流行や豪雨、地震などの自然災害をはじめ従前の想定を超えるさまざまな経営リスクが顕在化するなど、不確実性が高まる中、ものづくり企業をはじめ、県内企業が社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、デジタル技術を活用した企業変革力を高めていくことが求められています。
- 国際的な競争力の強化に加え、近年におけるデジタル化の進展や社会の脱炭素化、生産年齢人口の減少など、ものづくり産業を取り巻く環境は大きく変化しており、社会経済情勢の変化に対応し、競争力や事業継続力を維持していくことが求められています。
- グローバル化が進み、EC(電子商取引)が拡大する中、海外市場に活路を求める事業者やデジタル化に対応した企業のビジネスチャンスが広がる一方、こうした新しい時代の流れから取り残される県内の中小企業が存在しています。
- 障がい者雇用においては、今後も法定雇用率の上昇に伴い、雇用率未達成企業の増加が懸念されます。また、働く意欲のある障がい者が活躍できる環境づくりが急務となっています。
- 県内企業において外国人労働者の就業者数は高水準で推移しており、外国人労働者に配慮した企業側の労働環境の整備が課題となっています。

[めざす姿と取組方向]

- 県内産業構造の高度化・強靱化を図るとともに、企業や働く人から選ばれる地域となるため、交通網や新たな産業用地の整備の進展による立地・操業環境の向上を生かし、産業構造の変化を先取りした県内企業の再投資や企業誘致を推進します。

- 県産品の販路を拡大するため、消費者ニーズの変化をとらえた新たなサービスや商品開発の促進に向けて、業種を越えた交流・連携を図るとともに、SNSやECサイトを活用した効率的な国内外への情報発信に取り組みます。
- 中小企業・小規模企業における事業継続、雇用確保を図るため、新たな収益基盤の確保に加え、事業承継や多様で柔軟な勤務形態の導入に向けた取組を支援します。
- 伝統産業・地場産業事業者の販路の拡大や、事業継続にもつなげるため、SDGsやエシカルなどの視点を取り入れた付加価値の高い商品・サービスの創出を促進するとともに、県産品フェアの開催に加え、オンラインや体験など多様な手法を活用して、商品の魅力を国内外へ発信します。
- 働く意欲のある全ての人々が、やりがいを持っていきいきと働くことができるようにするため、県内企業における職場環境の整備やテレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入を促進します。また、産業構造の変化やデジタル化が進展する中、新たな職に就こうとする人の希望を叶えるため、企業のニーズに合わせたスキルを身につけられるような機会の提供に取り組みます。
- 県内企業のさまざまな経営リスクに対応し、生産性の向上や競争力強化を図るため、データに基づく経営資源の最適化や経営判断など、企業の課題解決に向けた取組を促進します。
- 県内ものづくり企業の開発力や技術力の向上を図り、競争力を高めるため、共同研究等の産学官連携の推進や知的財産の取得・利活用、技術人材の育成に取り組みます。
- 県内中小企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置など、国際展開を進めるため、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境 EC の活用に向けた取組を進めます。
- 障がい者の就労の場が確保され、個人の適性に応じた働きやすい環境の中で、希望に合わせて働くことができるよう、企業や県民の理解促進および多様で柔軟な働き方の推進に取り組みます。
- 外国人労働者が安心して就労できるようにするため、外国人労働者に配慮した企業側の労働環境の整備に取り組みます。

(4) 農林水産業の振興

[2026 年の見通し]

- 本県における農林水産業の従事者数は、令和元(2019)年の約2.8万人から令和8年(2026)年には40%程度減少し、特に農業と水産業では、65歳以上の割合が高いことから、従事者の減少スピードが速くなることが見込まれます。
- 農林水産物については、人口減少や高齢化にともなう国内市場の縮小や産地間競争の激化が見込まれる中、多様な流通経路や販売先を確保していく必要があります。
- 農業において、法人化や農地集積により経営規模の拡大が進む一方で、中小家族経営の農家における高齢化が進行しており、労働力の不足が見込まれることから、県産農畜産物の供給量の減少が懸念されています。また、農山漁村の人口減少や高齢化による集落機能の低下により、農業および農村の持つ多面的機能の発揮に支障が生じています。

- 林業および森林づくりにおいて、森林資源の大半が利用期を迎える一方で、木材需要や林業従事者の減少により、適正な管理が行われない森林が増加することで、森林の有する公益的機能の低下が懸念されています。
- 水産業において、漁業従事者の減少や高齢化に加え、気候変動による海洋環境の変化や水産資源の低迷など厳しい情勢が続いており、水産物の供給量の減少が懸念されています。

[めざす姿と取組方向]

- 農林水産事業者において、新規就業者などの従事者の確保および定着を図るため、働きやすい労働環境の整備を支援します。
- 農林水産事業者において、収入の確保・向上が図られるよう、経営規模の拡大や6次産業化などの経営発展に向けた取組を促進するとともに、中小家族経営の生産性向上に向けた取組を支援します。また、収益力向上のためのサプライチェーン構築に向けた支援について検討していきます。
- 農業が地域の産業として持続的に成長できるよう、スマート技術の活用など農畜産物の生産体制の強化、営農の効率化・高度化に向けた生産基盤の整備、県内外への農畜産物等の販売促進に取り組みます。また、農山漁村の活性化を図るため、地域資源を活用したビジネスの創出、生活の利便性や快適性の向上に資する生活インフラの整備に取り組みます。
- 林業の持続的な成長と県民全体で森林を支える社会づくりが進むよう、効率的な生産活動のための生産基盤の整備、さまざまな主体による森林整備の推進、県産材利用の促進、適正な森林管理、競争力強化に資する高いスキルを持った人材の育成に取り組みます。
- 水産業が持続的に成長できるよう、気候変動に対応した競争力のある養殖業の構築、科学的知見に基づく資源評価をふまえた水産資源の適切な管理、漁港施設等の整備、県内外への県産水産物の販売促進に取り組みます。

(5) 脱炭素社会への対応

[2026年の見通し]

- 豪雨災害等の激甚化・頻発化、農林水産物の品質低下や収穫量の減少等、さまざまな分野で地球温暖化に伴う気候変動の影響と思われる事象がより一層顕在化しています。
- 大規模な開発の適地が減少することにより、陸上風力発電や太陽光発電といった既存の再生可能エネルギーの導入が鈍化し、2050年の脱炭素社会実現に向けて、2030年度の温室効果ガス削減目標の達成が、より厳しくなります。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、陸上風力発電・太陽光発電等の設置の適地が少なくなり、海洋環境の利用など新たな再生可能エネルギーの導入が急がれる中、自然豊かな地域や集落に近い場所で開発が進むことにより、自然環境・生活環境への影響や災害の発生が懸念されます。

- 脱炭素を軸に企業を変革できるかが、企業価値を決める上で評価基準の一つとなっており、本県の基幹産業である自動車関連産業においては、電気自動車をはじめ次世代自動車分野の成長により、部品の種類の変化や部品点数の減少に伴うサプライチェーンの再編や、産業構造の変化が生じています。
- 石油化学産業の国際的な競争が激化するとともに、脱炭素化に向けた取組が一層求められる中、四日市コンビナートにおいては、県・四日市市・コンビナート企業間が連携し、生産プロセスにおける脱炭素化や製品の供給等を通じた脱炭素化に向け、抜本的な変革に取り組み、競争力を維持していくことが課題となっています。
- 国際拠点港湾である四日市港および重要港湾である津松阪港、尾鷲港において、カーボンニュートラルポート形成に向けた対応が進まなければ、県内港湾の競争力が低下するだけでなく、背後圏産業の競争力に影響を与えるおそれがあります。
- 太陽光発電設備の一層の普及、ならびに電気自動車や再エネの普及による蓄電池のニーズの拡大が見込まれる中、将来的に太陽光発電パネルや蓄電池の大量廃棄が予想されることから、そのリユース・リサイクルを促進していく必要があります。
- 廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する県民の意識や行動に変化は見られるものの、カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用や施設におけるエネルギー回収が十分に進んでいない中、高度な技術を活用したリサイクル等を促進し、温室効果ガスの排出を抑制する取組が求められています。
- 森林の有する CO₂吸収源としてのポテンシャルへの期待や木材利用の推進に向けた機運の高まりに加え、世界的な木材価格の高騰による国産材への切替えの動きがある中、木材利用の積極的な取組による森林資源の循環利用に向けた対応が求められています。

[めざす姿と取組方向]

- 新たな再生可能エネルギーの導入および利用が進むよう、洋上風力発電や中小水力発電などに関する再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、検討を進めます。再生可能エネルギー導入に際して、周辺環境と調和のとれた開発がなされるよう、環境アセスメント制度の適切な運用に取り組みます。
- 内燃機関自動車から電気自動車、燃料電池車等への移行などの市場変化をとらえ、的確に対応することで県内産業が一層成長していけるよう、県内企業等の生産性向上、業態転換等に向けた取組を支援するとともに、新たな市場への企業の新規参入を促進します。
- 脱炭素社会における四日市コンビナートの競争力が向上するよう、クリーンエネルギーの利用やコンビナートにおける新産業の創出など、四日市市やコンビナート関連企業と連携した取組を進めます。
- 国際拠点港湾である四日市港および、重要港湾である津松阪港、尾鷲港において脱炭素化に向けた取組が進み、背後圏産業の発展を支えることができるよう、再生可能エネルギー等の受入れ環境の整備や港湾地域の面的・効率的な脱炭素化に向けた検討、カーボンニュートラルポート形成計画に沿った取組を進めます。

- 二酸化炭素の吸収をはじめとする森林の持つ公益的機能が一層発揮されるよう、さまざまな主体による森林整備の推進や県産材利用の促進などに取り組みます。
- 環境に配慮した農林水産物の供給が進むよう、化石燃料を原料とした化学肥料の使用や薬剤等を削減した生産方式の拡大に取り組みます。
- 県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会を実現するため、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を両輪として、再生可能エネルギーの利用促進や脱炭素経営の促進、「COOL CHOICE」の推進などに取り組みます。
- 資源循環に向けた取組により温室効果ガスの排出が一層抑制されるよう、プラスチックの高度なりサイクルの促進や食品などのバイオマス資源の活用、焼却施設における温室効果ガスの排出抑制や分離回収等の技術の実用化に向けた検討、太陽光発電パネル・蓄電池等の新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用に係る取組を進めます。

(6) デジタル社会の実現

[2026年の見通し]

- 人口減少・高齢化に伴い、行政ニーズの多様化や課題の複雑化が進み、自治体における経営資源が大きく制約を受けることも考えられる中で、社会の変化や県民の皆さんのニーズに対応した行政サービスの提供が難しくなることが懸念されます。また、行政におけるDXの推進に向けては、県全体で足並みを揃えて取組が進むよう、市町と連携していくことが求められます。
- デジタル化の進展に伴い、人びとの暮らしが便利になる反面、デジタルが得意・不得意な人の中でデジタルデバインド(情報格差)が広がり、デジタル化に不安を感じる人が増えるおそれがあります。また、県内事業者においてはDX人材の確保が困難となり、事業者の経営効率や生産性等の低下が懸念されます。
- 交通や観光、防災、教育、生活等のさまざまな分野における地域課題について、新しい視点・発想やデジタル技術なども積極的に取り入れ、課題解決につなげていくことが求められています。

[めざす姿と取組方向]

- 県民の皆さんの利便性向上に向けて、書面・押印・対面などの制度・慣行の見直しを進めつつ、行政手続のデジタル化を強力に推進します。
- 多様な利用者の目線に立った行政サービスの提供に向けて、デジタル技術を活用した業務プロセス改革などを進めます。
- 県・市町・民間事業者が保有するデータを利活用した政策立案や官民連携によるサービスの創出に向けて、官民でデータを共有し、活用できるデータ連携基盤の構築・活用に取り組みます。
- 行政におけるDXを県全体で推進するため、市町との連携を一層強化するとともに、市町に対し必要な支援を行います。

- 産業や暮らしなど、あらゆる分野におけるDXの実現に向けて、県内事業者や県民の皆さん等がDXに取り組む機運を醸成するため、DXを牽引する専門家や企業と連携した支援などを進めます。
- デジタルデバイドの解消に向けて、国や市町、事業者と連携したデジタル活用支援や、5G、光ファイバ等のデジタル基盤の整備などを進めます。
- 新たな社会課題や地域課題の解決に取り組むスタートアップ(創業・第二創業)の自律的・継続的な創出に向けて、事業者による革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援等に取り組めます。

(7) 医療・介護の充実

[2026年の見通し]

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7(2025)年における本県の65歳以上人口は約53万4千人で、高齢化率(65歳以上人口の割合)は31.2%となっています。また、75歳以上人口の割合は18.6%となっており、総人口の約5人に1人が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。
- 中長期的な高齢化の進展により、医療需要が増加するとともに、肺炎や脳血管疾患、骨折など高齢者に多くみられる疾病が増加するなど、疾病構造の変化が進んでいます。
- 医師数は着実に増えていますが、依然として不足している状況にあり、偏在も解消には至っていない状況です。
- 看護職員について、就業者数は年々増加の傾向にあるものの、依然として不足する状況にあり、高度急性期から在宅医療、介護・福祉分野などの領域別の偏在もみられます。
- 介護職員数は増加傾向にありますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、厚生労働省の推計によると、本県の介護職員は令和7(2025)年度に3千人以上不足することが見込まれています。
- 県民の平均寿命の延伸が見込まれる中、生活習慣の改善や全身の健康につながる歯科保健対策の推進など、健康寿命のさらなる延伸に向けた取組が求められています。
- 新たな感染症がひとたび発生すると、人や物の動きによって短期間で広範囲に感染が広がり、社会に大きな影響を及ぼす可能性があります。

[めざす姿と取組方向]

- 患者の状態に応じた適切な医療を提供するため、病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組めます。
- 医師の総数の確保や偏在等の解消に向け、「三重県医師確保計画」に基づく対策を総合的に推進します。
- 看護職員の確保・定着を図るため、新規人材の確保や離職防止、復職支援等に取り組めます。

- 医療資源が不足する地域でも適切な医療を受けることができるよう、ICTの活用による遠隔医療など、広域的な医療の連携体制の整備に取り組みます。
- 高齢者が、介護が必要な状態となっても、自分らしく安心して暮らせるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 施設サービスの必要性が高い高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を進めます。
- 介護人材の確保のため、介護未経験者や高齢者、外国人を含む多様な人材の参入を促進するとともに、介護職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボット・ICTの導入促進に取り組みます。
- 県民一人ひとりが生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、適正な生活習慣を身につけ、歯と口腔の健康を保つなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成に取り組みます。
- 新たな感染症が発生した場合に感染拡大を防止するとともに、適切な医療を提供するため、新型コロナウイルス感染症への対応もふまえ、適切な情報発信、人材育成、感染拡大のフェーズに応じた医療提供体制の整備等に取り組みます。

(8) 教育・次世代育成

[2026年の見通し]

- 少子化の進行や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。
- 不妊治療の保険適用など、不妊・不育症に悩む人への経済的負担の軽減につながる支援が充実され、治療が一般的となる一方、治療と仕事の両立などにおいて、精神的な負担を抱える人や、出産や育児に対する不安感を抱える人に対するケアが求められています。
- 子どもの数は減少するものの、女性就業率の上昇などにより、一定の保育ニーズはあるため、保護者の就労状況に応じた育児サービスと多様な子育て支援が必要となります。地域の保育ニーズに対応し、幼児教育・保育を充実させるためには、支援を行う保育士等の人材確保と資質向上が必要です。
- 保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。また、子どもを取り巻く環境が変化する中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が必要です。
- 児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、今後は面前DV等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながるような対応が必要となっています。

- 子どもたちがこれからの時代を豊かに生きていくためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが必要です。
- 社会・経済のグローバル化や超スマート社会が進展する中で、求められる資質・能力も変化しています。学校では、これまでの学びに加え、社会とのつながりを見通せたり、地域と連携・協働したりする活動が大切になっており、ICTを活用した学習も進んでいます。少子化に伴い学校の規模が小さくなる中、地域の特性に応じた活力ある学校づくりがより必要となっています。
- 子どもたちが安心して過ごせるよう、いじめをなくす取組を進めるとともに、いじめの認知や対応を迅速かつ適切に行っていく必要があります。
- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒は引き続き増加が見込まれます。また、不登校の要因や背景は多様化・複雑化し、人数も増加することが見込まれます。外国人児童生徒についても今後も増加し、居住地域の広がりも見込まれます。
- 教職員に求められる役割にも変化が生じ、働き方改革が求められています。

[めざす姿と取組方向]

- 子どもたちが多くの大人と関わりながら、多様な体験をとおして心豊かに育つよう、さまざまな主体が子どもの育ちや子育て家庭を支える地域社会づくりを進めます。
- 不妊・不育症に悩む人のさまざまな負担や不安が軽減されるなど、安心して子どもを産み、育てられる環境が実現するよう、出産から子育てまでの切れ目のない支援に取り組みます。
- 保育所等の待機児童の解消や、多様な働き方に応じた育児サービス等の提供に向けて、保育士の確保や資質の向上に取り組みます。
- 子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って健やかに成長できるよう、子ども食堂などの居場所づくりや学習支援等の取組を支援していきます。また、ヤングケアラーなどの子どもに関わる新たな課題に対して、関係機関・団体等と連携して、早期に発見し、適切な支援につなぐ体制の構築を検討します。
- 地域社会全体で子どもが見守られ、子どもの命や尊厳が守られるよう、地域における児童虐待防止に対する意識を高めるとともに、児童相談所や市町等の対応力の強化・充実を進めます。また、虐待の未然防止や再発防止を図るため、家庭や保護者への支援の充実に努めます。
- 子どもたちが未来の社会を担うために必要な力を身につけることができるよう、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上や心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育むことに加え、グローバル化や超スマート社会の進展といった社会の変化を前向きにとらえて、主体的に学ぶ姿勢を身につけられる教育を実践していきます。
- 家庭や地域とも連携して、一人ひとりに応じた学びや多様な人びとと協働した探究的な学びが進められるよう、ICTを効果的に活用して、理解度に応じた学びや時間・距離の制約を越えた学びなど、子どもたちの可能性を引き出す学習を進めます。また、高等学校においては、それぞれの地域の特性に応じた活力ある学校づくりを進めます。

- いじめ防止に向けて子どもたちが主体的に行動するとともに、社会総がかりでいじめをなくすための取組を進め、いじめが発生した場合でも迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒や不登校児童生徒、外国人児童生徒などが、安心して学び、将来の社会的自立のために必要な力が育まれるよう、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、それぞれの思いを大切にす教育を進めます。
- 一層複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう、教職員の専門性を高めるとともに、主体的に学ぶ児童生徒の力を引き出す指導力の向上に取り組みます。また、教職員の業務負担の軽減に取り組み、学校における働き方改革を進めます。

(9) 利便性の高い交通の実現・インフラ整備の推進

[2026年の見通し]

- 幹線道路ネットワークの整備が遅れると、生産性の向上や民間投資の誘発などの経済的な効果や活力ある地域社会の形成といった社会的な効果の早期発現が難しくなります。
- 幹線道路ネットワークを補完する県管理道路の改良率は、全国平均を大きく下回っており、道路ネットワークが機能しなくなることが懸念されます。
- 「賑わいの創出」「次世代モビリティへの対応」など、道路に関するニーズの多様化への対応が求められています。
- 「空飛ぶクルマ」の実用化に向けた取組が国内外で進む中、県内での地域受容性の向上に向けた機運醸成や環境整備が進まない場合、県内での事業化につながらず、他地域と比べ利便性に差が生じるおそれがあります。
- リニア中央新幹線の東京・名古屋間の開業が迫っており、リニア三重県駅の設置に向けた県民の期待が高まっています。
- 地域公共交通サービスの利用者の減少による路線の減便・縮小、運転手不足等により、交通不便地域が拡大していることから、高齢者等の移動手段の確保がより一層求められています。

[めざす姿と取組方向]

- 観光やビジネスの機会が県内全域にわたって大きく広がるよう、東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など南北の主要幹線道路ネットワークの大幅な延伸・強化に取り組みます。
- リニア開業効果を県内全域に波及させるため、鈴鹿亀山道路等の東西ネットワークやアクセス道路などの整備も含め、リニア三重県駅を核とした地域づくりに向けた検討を進めます。
- 地域間の交流・連携を促進するため、主要幹線を補完する道路ネットワークの強化を進めます。
- 実用化が進む自動運転やシェアリングの時代に対応して、公共交通や次世代モビリティの利用拠点の整備や、人中心の賑わい空間の創出を図るため、主要駅周辺を中心とした空間再編への取組を進めます。

- 交通不便地域等における県民の利便性向上のため、地域の輸送資源を総動員し、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けて取り組めます。
- ドローンの活用による物流の事業化に向けて、実証実験等の誘致や地域受容性の向上に向けた機運醸成、環境整備に取り組めます。あわせて、先端技術や新しいサービスを活用したビジネスの創出に向け、「空飛ぶクルマ」の活用による事業化についても国と連携して取組を進めます。
- 県民の身近な安全や安心を確保するため、AIカメラによる観測ネットワークやビッグデータなど、ICTを活用した事故・渋滞対策を進めます。

(10) 共生社会の実現

[2026年の見通し]

- 人権に対する人びとの関心が高まり、性の多様性やインターネット上の人権侵害等が新たに人権課題として強く認識される中、これまでの人権問題も含めた人権啓発や人権教育の推進、相談対応の充実が求められています。また、SNS等インターネット上での差別的な書き込みに対しては、実効性のある対応が求められています。
- 人口減少下で地域社会の担い手や企業における人材の確保が困難となる中で、男女格差が依然として残り、性別、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、希望に応じて参画や能力発揮できる環境づくりが進まない地域や企業においては活力や魅力が高まらず、人材の確保が一層難しくなっています。
- 国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進み、さまざまな生活場面における新たな課題やニーズが発生しています。
- 親の高齢化等により、グループホームへの入居や、自宅において一人で生活するための支援を必要とする障がい者が増加するとともに、障がい者の高齢化や重度化が進行し、障害福祉サービスのさらなる充実が求められています。
- 高齢化の進展や単身世帯の増加などに伴い、地域の福祉サービスを支える担い手が不足しています。また、地域、家庭、個人が抱える課題が複合化・複雑化する中で、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が増加することが懸念されます。

[めざす姿と取組方向]

- 県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めることができるよう、人権啓発や地域での人権尊重の活動支援に取り組むとともに、不当な差別に対しては、県と関係機関が連携し、県民の皆さんに寄り添った支援を進めます。
- あらゆる分野における男女格差の是正が進むよう、男女共同参画意識のさらなる向上に取り組むとともに、指導的地位に占める女性の割合の向上などが図られるよう、女性参画・活躍の拡大に向けた環境づくりを一層進めます。

- 性のあり方に関わらず誰もが安心して暮らすことができるよう、性の多様性に関する理解の促進やパートナーシップ制度の周知を進めるとともに、市町等と連携しながら性の多様性に関する施策を推進します。
- 多様な文化的背景の住民が互いの文化を尊重し、地域で共生できるよう、さまざまな主体が適切な役割分担のもと連携し、外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題や地域社会が抱える課題の解決に向けて取り組みます。
- 障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりを進めるため、障がい者差別の解消および虐待の防止など、障がい者の権利を守るための取組や障がい者の地域生活への移行に向けた取組を進めます。
- ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が社会から孤立することなく、質の高いサービスや支援を受けながら生活できるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりを進めます。

(11) 文化振興・スポーツの推進

[2026年の見通し]

- 人口減少・高齢化等に伴う文化芸術を担い継承する人材の不足などにより、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。
- 三重とこわか国体に向けて培った競技力が低下し、三重県ゆかりの選手が活躍する姿を目にする機会が少なくなることで、県民の皆さんのスポーツへの関心が低くなり、スポーツを通じて夢や感動が得られる機会が少なくなっています。
- 人口減少や高齢化の進行を背景に、心身の健康を維持したいという健康志向が高まる一方、社会的な結び付きや地域でのコミュニケーションが少なくなっています。こうした状況において、スポーツをする施設や機会、競技仲間など、スポーツにふれ親しむ環境が日常的にあることが求められています。また、スポーツをみる・支えることにより地域の絆づくりが進むなど、スポーツが持つ力への期待が高まっています。

[めざす姿と取組方向]

- 県民の皆さんが個人や地域におけるアイデンティティの基盤を育むとともに、主体的に文化や地域の歴史等にふれ親しみ心豊かな生活を送ることができるよう、観光やまちづくりなどさまざまな分野と連携し、文化振興施策を総合的かつ計画的に進めます。
- 地域の文化芸術が次世代に継承されるよう、文化の担い手育成や地域の特色ある文化資源の適切な保存・活用・継承に取り組みます。
- 多くの三重県ゆかりの選手がオリンピック・パラリンピックなどの国際大会や全国大会で活躍し、県民の皆さんに夢や感動を届け、一体感が醸成されるよう、これまでに培った競技力向上のノウハウを生かし安定的な競技力の確保に取り組みます。

- 多くのスポーツ大会が地域に定着し、運営に関するノウハウの継承や地域経済の活性化につながるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会の誘致・開催などの取組を進めます。
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会で開催予定であった競技が地域に根付くことにより、地域が「〇〇(競技名)のまち」として定着・発展するだけでなく、競技をきっかけとして多くの人が気軽にスポーツにふれ親しむことができるよう、市町や競技団体の取組を支援します。

(12) 人口減少への対応

[2026年の見通し]

- 令和8(2026)年の県内人口は、北中部で142万8千人、南部で27万4千人、県全体で170万2千人と推計されています。県内の人口減少は今後ますます加速していくことが予測されており、一層の危機感を持って人口減少対策を進めていく必要があります。
- 令和3(2021)年の合計特殊出生率は1.43(概数)となり、全国平均(1.30)より高いものの、2020年代半ばに1.8台に引き上げるとする県の目標達成は難しい状況です。
- 人口減少を背景とした国内市場の縮小と労働力不足が地域経済や雇用に影響を与えることが懸念されます。
- 総人口に占める高齢者人口割合の増加に伴う社会保障関連経費の増加や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少により、公共インフラをはじめとする社会資本の維持が困難になっていくことが懸念されます。
- 人口流出や高齢化等による都市や集落の機能低下などが懸念されます。

[めざす姿と取組方向]

- 人口減少の課題に全庁を挙げて総合的に対応することで、本県の自立的かつ持続的な発展につなげます。人口減少対策は、自然減対策(少子化対策)および社会減対策(定住促進、流入・Uターン促進)を両輪として取り組みます。また、人口減少によって生じるさまざまな影響への対策を講じます。
- 自然減対策として、出会いの機会の創出や、不妊や不育症に悩む人への支援、男性の育児休業取得推進など男性の子育てへの積極的な参画促進等、結婚や妊娠・出産、子育てなどライフステージごとに切れ目のない少子化対策を進めます。
- 社会減対策として、雇用の場の確保・創出、若者や女性の就労支援、テレワークや副業、ワークシェアなど多様で柔軟な働き方の推進等により定住促進を図るとともに、移住や若者のUターン促進などに取り組みます。
- 人口減少による影響への対応策として、交流人口や関係人口の拡大に取り組みます。また、コンパクト化の視点も含め、人口減少下における地域社会のあり方について検討します。

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦

第1章において整理をしたさまざまな課題の中から、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念の実現に向けて5年間で取組を一層加速させていかなければならない課題を抽出し、積極果敢に対応していくため、以下の7つの取組を「みえ元気プランで進める7つの挑戦」として位置づけています。

それぞれの課題の解決に向けて、新たに着手・推進すべき取組、既に実施しているがさらに充実・強化を図っていく必要のある取組を展開していきます。

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化**
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応**
- (3) 三重の魅力を生かした観光振興**
- (4) 脱炭素化等をチャンスととらえた産業振興**
- (5) デジタル社会の実現に向けた取組の推進**
- (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実**
- (7) 人口減少への総合的な対応**

なお、それぞれの挑戦で記載している「取組方向」に関連する施策(第3章参照)は、一覧表にまとめて、参考資料として巻末に掲載しています。

(6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

1 支援の充実

現状と課題

- 社会経済活動等、身近な暮らしのあらゆる分野でグローバル化やデジタル化が進むなど、変化の激しい時代にあって、子ども・若者は、一人ひとりが権利の主体として尊重され、豊かに育つことで、これからの未来を創造していく力を身につけ、新しい三重づくりを進める人材となることが期待されています。
- 一方で、主に保護者の経済的困難に起因する「子どもの貧困」や児童虐待は依然としてあり、子どもの安全・安心を脅かし、健全な育ちを阻害する大きな要因となっています。
- 少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの交流・体験機会が減少しています。また、これまで支援の行き届かなかったヤングケアラーや、不登校等をきっかけとした若年層のひきこもりの課題が顕在化しており、子ども・若者の豊かな育ちや自分らしい生き方に影響を及ぼすことが懸念されています。
- こうした困難な状況を打破するためには、貧困や暴力の連鎖を解消し、子ども・若者が、生まれ育った環境に左右されずに、夢と希望を持って豊かに育ち、自分らしい生き方を選択することができるよう、支援していく必要があります。

● 困難を抱える子どもの状況

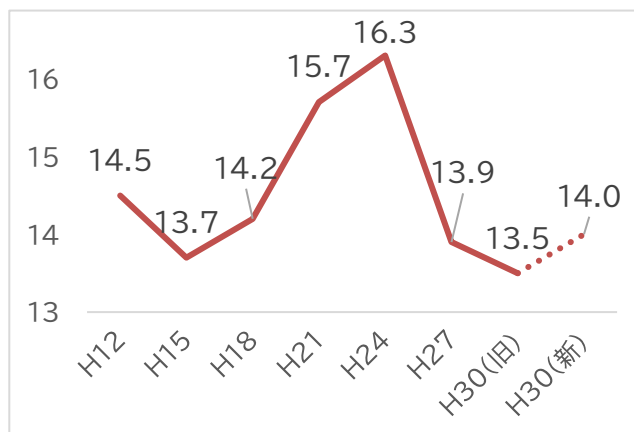
(子どもの貧困)

「子どもの貧困」とは、子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生するさまざまな問題(病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況ととらえています。

全国の相対的貧困率の推移をみると、子どもの貧困率は14.0%となっており、約7人に1人が貧困状態にあります。

また、ひとり親世帯では48.1%となり、約2人に1人が貧困状態にあります。

平成30年 国民生活基礎調査(2019年 厚生労働省)

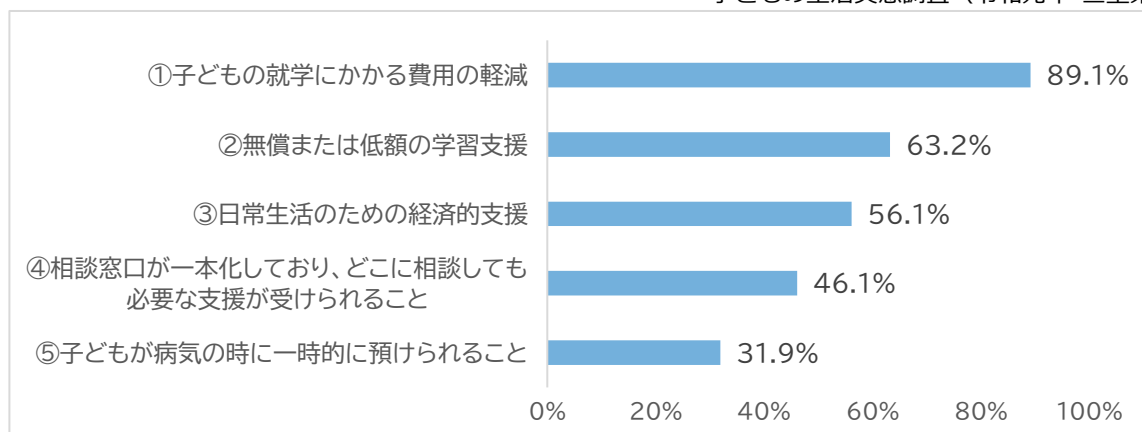


(子どもの貧困率の推移)

生活に困窮する家庭等に対して行った生活実態調査においても、子どもの成績や進学、教育について心配している保護者や、経済的に余裕があれば学習塾に通わせたいと考えている保護者が多いことが判明しました。また、保護者が思う子どもについて充実してほしい支援は何かという問いに対しては、「就学に係る費用の軽減」や「学習支援」が上位を占める結果となりました。

生活保護世帯の子どもの高等教育機関への進学率は低い傾向にあることや前述の調査結果からも、子どもの貧困対策として、教育や学習支援の充実に取り組む必要があります。

子どもの生活実態調査（令和元年 三重県）



（子どもについて充実してほしい支援(保護者)について）

（児童虐待・社会的養育）

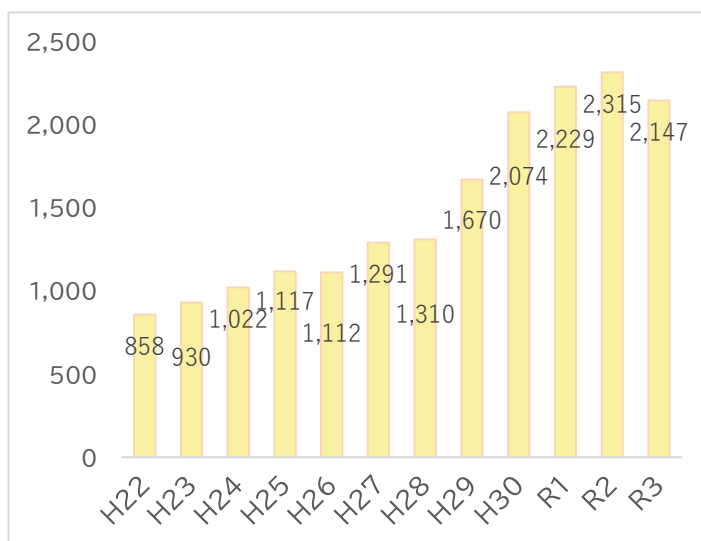
県内の児童虐待相談対応件数は、令和3(2021)年度には2,147件となり、前年度に比べて減少したものの、依然として2,000件を超えて推移しています。

今後、面前DVなどの心理的虐待、子育ての悩みなどに関する相談の増加や、相談内容のさらなる多様化・複雑化が想定される中、それらが身体的虐待やより重篤な虐待事案につながるよう、市町や警察等の関係機関との連携の充実を図り、児童虐待の対応力の強化などに取り組む必要があります。

また、保護者による適切な養育が受けられない子どもが三重県内に約500人おり、それらの子どもは、「家庭養育優先の原則」に基づき、より家庭に近い環境で養育されることが求められています。一方で、児童養護施設や里親家庭等で生活する子どもは、施設や里親家庭から巣立ったあと、保護者等からの支援が望めないことや社会経験の乏しさから、大学等の中退や離職により生活困窮に陥ることが多くあります。

そのため、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模化などに加え、自立支援の充実に取り組む必要があります。

子ども・福祉部調べ



（三重県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数）

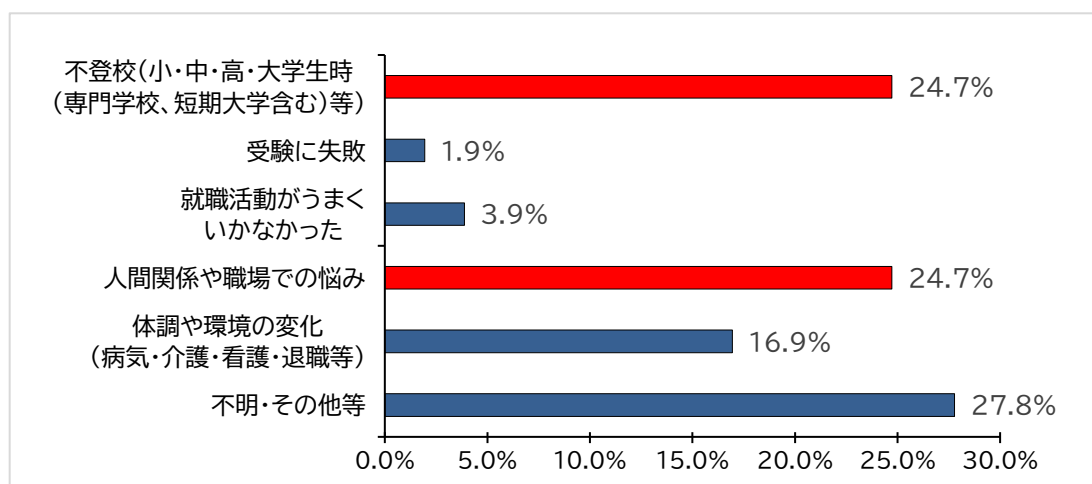
(ヤングケアラー、ひきこもり)

家事や家族の世話など、本来大人が担うと想定されているような、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、学習や部活動に励む時間や友人と過ごす時間などの「子どもとしての時間」が持てない子ども、いわゆるヤングケアラーは、これまでも存在していたと推測されるものの、課題として認識されていなかったものです。

ヤングケアラーは、家庭内の問題であること、本人や家族に自覚がないことなどから支援が必要であっても表面化しづらい構造であり、子どもの豊かな育ちのためにも、早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、あらゆる世代に関わる大きな社会問題になっています。ひきこもりに至る原因やきっかけは多種多様ですが、県内の相談支援機関を対象にしたアンケート調査によると、ひきこもり状態になった主なきっかけは、人間関係や職場での悩みなどの「就労関係」と並んで、「不登校」の割合も少なくありません。中高年のひきこもり事例も多くみられますが、義務教育修了後進路が決まらなかったり、進学しても中退したり、就職しても退職するなどにより、子ども・若者のひきこもり状態が長期化することのないよう、潜在的な当事者を早期に把握し、当事者やその家族に寄り添った切れ目のない支援に取り組む必要があります。

相談機関等へのアンケート調査（令和2年度 三重県）



(地域社会での関わりや体験機会の減少)

年代の異なる子どもの交流や家族以外の大人との関わりなど、さまざまな体験をすることは、子どもたちが学校では得られない学びを得たり、新たな価値を見出すことにより、夢や将来を広げるきっかけになるなど、子どもの豊かな育ちのためには非常に重要であると考えられます。しかし、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地域社会でのつながりが希薄化し、人とのふれあいが減少しているため、子ども食堂等の「子どもの居場所」の確保や、子どもたちが多くの大人と関わる機会、さまざまな体験機会の創出が必要です。

取組方向

- 変化の激しい時代において、未来の三重県を担う子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、権利の主体として尊重されて豊かに育つために、子どもの貧困対策に取り組みます。
- また、子どもの安全・安心を確保し、豊かな育ちにつなげるため、児童虐待防止に向けた取組を強力に進めるとともに、社会的養育の充実を図ります。
- さらに、ヤングケアラーへの支援やひきこもり支援に取り組みます。
- 加えて、これらの取組を、県はもちろん、市町や企業、団体などのさまざまな主体が一体となり、それぞれの強みを生かして支える地域社会づくりに取り組みます。

◆子どもの貧困対策

(学習支援の充実)

- ・ 子どもの貧困や、その連鎖の解消に向けて、地域や子どもの居場所、企業・団体等と連携し、身近な地域での学習支援に取り組みます。
- ・ 経済的な理由により修学が困難な子どもに対して、修学支援制度による支援に取り組みます。

(ひとり親家庭への支援)

- ・ ひとり親家庭の経済的な困難の解消に向けて、就労支援等に取り組みます。

◆児童虐待防止と社会的養育の充実

(児童虐待防止に向けた取組)

- ・ 子どもの安全を最優先に考えた虐待対応に向けて、AI技術等を活用し、児童虐待対応力の強化に取り組みます。
- ・ 児童相談体制の強化に向けて、児童福祉司等の専門職の増員や専門人材の育成に取り組みます。
- ・ 地域での児童虐待の未然防止等に向けて、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携強化に取り組むとともに、「こども家庭センター」の整備や人材育成に取り組む市町の体制強化を支援します。

(社会的養育の充実)

- ・ 子どもが家庭的な養育環境で育つことができるよう、フォスターリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等の小規模化やグループケア化、地域分散化等を推進します。
- ・ 施設等から巣立つ子どもの円滑な自立に向けて、施設等退所前から退所後まで切れ目のない自立支援に取り組みます。

◆ヤングケアラーへの支援、ひきこもり支援

(ヤングケアラーへの支援)

- ・ ヤングケアラーと呼ばれる子どもが抱える負担が解消され、子どもとしての時間を確保し、健やかに成長できるよう、実態調査等により判明した課題を整理し、対策の検討を進め、効果的な支援体制の構築に向けて取り組めます。

(ひきこもり支援)

- ・ ひきこもりに関する正しい理解を促すため、情報発信や普及啓発に積極的に取り組むとともに、関係機関と連携して切れ目のない継続的な支援を行うため、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った包括的な支援体制づくりを進めます。
- ・ 社会との接点を持つ最初のステップとして、ひきこもり当事者が家庭以外に安心できる場や人とつながる機会の提供に向けて、デジタル技術の活用を含め、市町等と連携した取組を進めます。
- ・ ひきこもり当事者がこれまでの経験や強みを生かして地域で活躍できるよう、就労につながる一歩手前の試行的な就労の練習や訓練の機会、自分の役割を持ちながら活躍できる場の提供を行います。

◆子どもの居場所づくり、体験機会の創出

(子どもの居場所づくり)

- ・ 学校や家庭以外で、子どもやその保護者などが気軽に集うことができる子ども食堂などの「子どもの居場所」づくりや運営の支援に取り組めます。

(体験機会の創出)

- ・ 児童館、放課後児童クラブ・放課後子ども教室、子どもの居場所等における、さまざまな体験機会の創出等に取り組めます。
- ・ 多様な体験や交流機会を提供するため、地域で子どもの育ちを支える取組を促進し、さまざまな主体が子ども・子育て支援活動に関わる機会を創出します。

2 教育の充実

現状と課題

(自分らしく豊かに生きるために)

- 少子・高齢化の進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人びとの価値観が大きく変わり、これからの時代を生きていくために求められる資質・能力も変化しています。

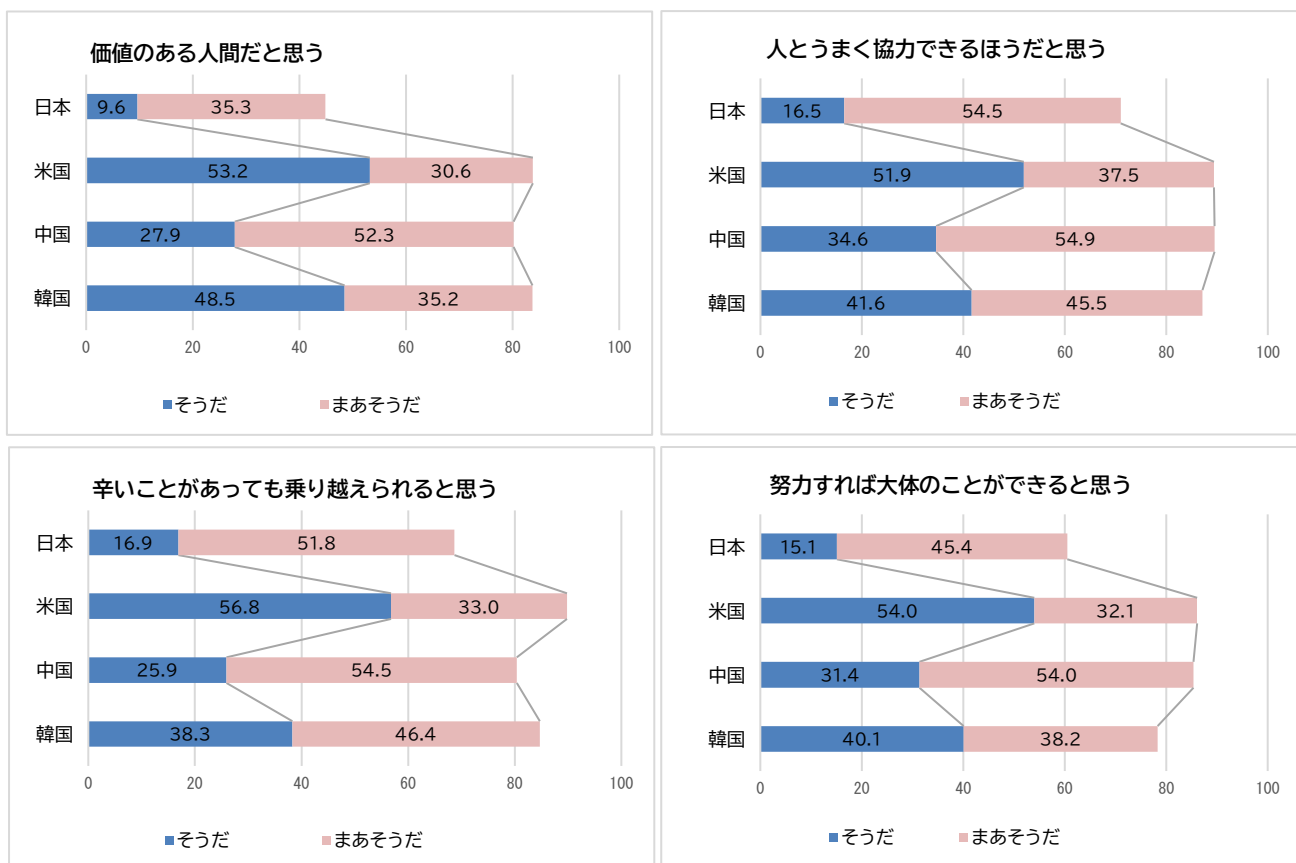
そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働などをおして、人生100年時代を自分らしく豊かに生きていける力を育てていく必要があります。そして、子どもたちそれぞれがこれからの社会を構成する一員として、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。

(自己肯定感・学び続ける姿勢)

- 日本の高校生は、諸外国の高校生に比べ、「価値のある人間だと思う」「人とうまく協力できるほうだと思う」「辛いことがあっても乗り越えられると思う」「努力すれば大体のことができると思う」などの自己肯定感や挑戦心のいずれの項目においても、「そうだ」「まあそうだ」と回答した割合が低い状況にあります。

子どもたち一人ひとりが自信をもって成長できるよう、学校内外の活動や日々の生活において、自らの力を高めるために努力したり、自分の夢や目標に向かって挑戦したりすることや、他者との関わりの中で認められたり、信頼関係を築いたりすることで、長所だけでなく短所を含めた自分らしさを受け止めることなどを通じ、自己肯定感を高めていく必要があります。また、学ぶ意義や目的を理解し、自分なりの学び方を工夫できる力を習得し、生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることが大切です。

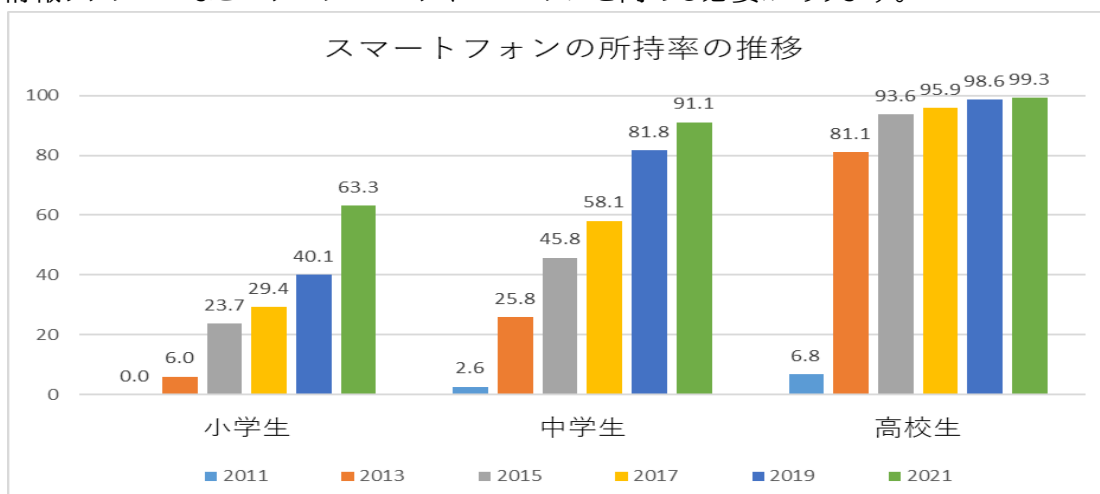
高校生の心と体の健康に関する意識調査(平成30年3月 国立青少年教育振興機構)



(デジタル化の中での学び)

- コロナ禍において、学校は学習機会の提供や学力保障という役割だけでなく、他の児童生徒との直接の関わりや体験活動を通じて多様な価値観にふれ、社会性・人間性を育む機能が重要であることが再認識されました。また、オンラインによる授業など、1人1台端末等を活用した学びが大きく進展しました。

デジタルネイティブの子どもたちには、ICT環境を活用し一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた学びを効果的に進めるとともに、情報の真偽を見極め、適切に活用する情報モラル、情報リテラシーなどのデジタル・シティズンシップを高める必要があります。



青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)

(誰もが安心して学べる環境)

- 一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参画し、活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組が進められています。

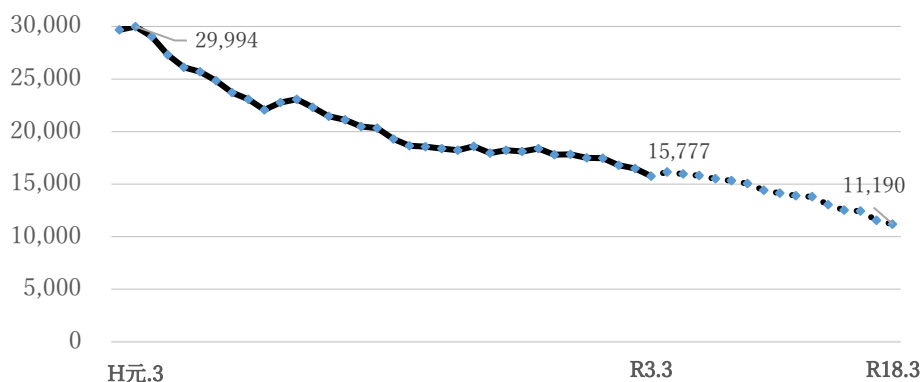
そういった取組が進められる中、特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな教育的ニーズのある子どもたちが将来の自立と社会参画に必要な力を育むことができるよう、きめ細かな支援を行い、誰もが安心して学べる環境を整えていく必要があります。

(地域における高等学校のあり方)

- 少子化により、地域によっては、これまでと同じような学習活動や部活動を維持することが難しくなっています。

今後の地域における高等学校のあり方について検討を進めるとともに、学校間をつないだ学習活動の充実、持続可能な部活動への移行等の取組を進める必要があります。

三重県における中学校卒業生数の推移と予測（含社会増減）（H元年3月～R18年3月）



教育委員会事務局調べ

◆変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育

(自己肯定感を育むために)

- 子どもたちがこれからの社会を豊かに自分らしく生きていくために、その礎となる自己肯定感を高める教育活動に関する指針をまとめ、家庭や地域と連携しながら、各教科の授業をはじめ学校行事や生徒会活動など学校の教育活動全体において、教職員が共通理解を持って取り組むことで、発達段階に応じて自己肯定感を育みます。

(自律した学習者を育てる学び)

- 社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育むため、学校と社会との接続を意識し、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に実施します。高等学校では、これからの変化の激しい時代に主体的に学び続けるマインドを高めるため、入学後の早い段階に、学ぶ意義を理解し学び方などを考える機会を創出し、自律した学習者の礎を築きます。そのうえで、将来とのつながりを見通しながら進路を決定する力や、多様な人びとと協働して人間関係を築く力などを身につけられるよう、実社会での課題解決をめざす探究的な活動や教科横断的に学ぶSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を進めます。これらは、高い専門性や絶えず変化する社会の動きを取り入れるため、大学や企業と連携して取り組むとともに、これから求められる資質がどのように変化したかを取組の前後に把握する三重県モデルを構築して、進めます。

(グローバル教育)

- 地球規模の課題が地域にも複雑に影響を及ぼすグローバル社会に対応していくため、オンラインとリアルの双方による海外留学や海外研修等を推進し、語学力やコミュニケーション力だけでなく、次代を担う人材に必要なグローバルな視野や志を持ちながら、高い目標に挑戦しようとする意欲の向上を図ります。同時に、郷土三重への理解を深め、自信と誇りを持って語れるよう、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事等に関する郷土教育を進めます。

(デジタル社会に対応した学び)

- 1人1台端末などのICTを活用し、習熟の程度や学習履歴に応じた個別最適な学び、他の学校や地域・海外との交流、探究型学習での実験・分析など、学びを変革します。子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、農業学科や工業学科を設置する学校を中心に、企業の協力を得てスマート農業やAI、ロボティクス、データサイエンスなど、先端技術に係る学びを進めます。デジタルネイティブの児童生徒が、これからの時代に必要な情報リテラシーと情報モラルを身につけるデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。

(読書および文化芸術活動)

- 一人ひとりがより豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることがこれまで以上に重要となっています。読書や体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む拠点として、学校図書館の活性化や文化芸術活動等を推進します。

(これからの部活動)

- 仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる部活動について、持続可能なものとしていくため、特に中学校における段階的な地域移行が円滑に進むよう取り組みます。部活動指導員等の専門人材について、効果的な配置を進めます。

◆一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育

(将来の自立と社会参画に向けて)

- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を充実し、一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画に必要な力を育む取組を進めます。特別な支援が必要な児童生徒に関しては、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場での指導・支援を充実するとともに、障がいの有無に関わらず、子どもたちが交流し、学びあえるよう取組を進めます。不登校の子どもたちが社会的に自立することができるよう、心理や福祉などの専門人材を活用した支援体制を充実するとともに、アウトリーチ型の支援も進めます。外国につながる児童生徒には、共生社会の一員として活躍できるよう、特に高等学校での学びの継続と希望する進路実現のためのキャリア教育を進めます。県立の教育支援センターや夜間中学など、さまざまな学びや交流の場についても検討を進めます。

(いじめをなくすために)

- いじめや暴力のない安心できる学び場づくりに向け、道徳教育、人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、全ての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育むとともに、いじめ防止応援サポーター等の協力を得て、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。電話相談や SNS 相談に加え、学習端末の活用や家庭との連携などによりいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。認知したいじめについて、迅速、確実に対処していくため、いじめに係る情報をデジタル化して関係者が共有するとともに、専門人材の拡充や教職員研修など、学校における相談、支援体制を充実します。

(レジリエンス教育)

- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りに支え応援してくれる人がいることに気づくなど、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。

(人口減少への対応)

- 少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを提供していけるよう、県立高等学校の学びと配置のあり方について、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議し、検討を進めます。また、県立高等学校通信制の改革やICTを活用して学校間をつなぐ学習など、人口減少に対応した学びを推進します。

◆教職員の資質向上

(より効果的な教育活動に向けて)

- 教職員が、児童生徒の主体的な学びを支える伴走者としての役割を担えるよう、教育課題に加え、時代の変化に対応した専門性を身につけるとともに、児童生徒の力を引き出す指導力の向上を図ります。また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動ができるよう、教職員の業務負担の軽減に取り組み、学校における働き方改革を推進します。

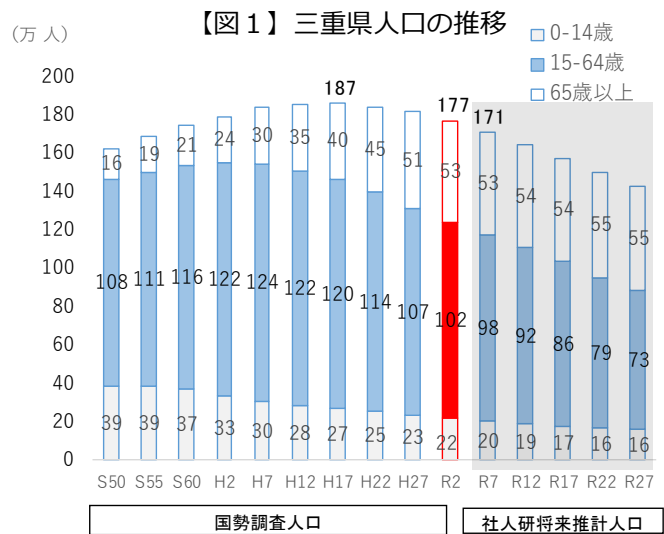
(7) 人口減少への総合的な対応

挑戦を進める背景

- ▶ 人口減少は、一朝一夕に解決する課題ではありませんが、いま手を打たなければ、将来世代へのさまざまな影響が顕在化することが想定されます。希望ある三重の未来に向けて挑戦を開始する必要があります。
- ▶ 自然減対策、社会減対策を両輪として総合的な対策を実施するとともに、国・市町、民間等との連携のもと、人口減少が進む中でも地域が自立的かつ持続的に発展していける新しいモデルを確立することが求められています。

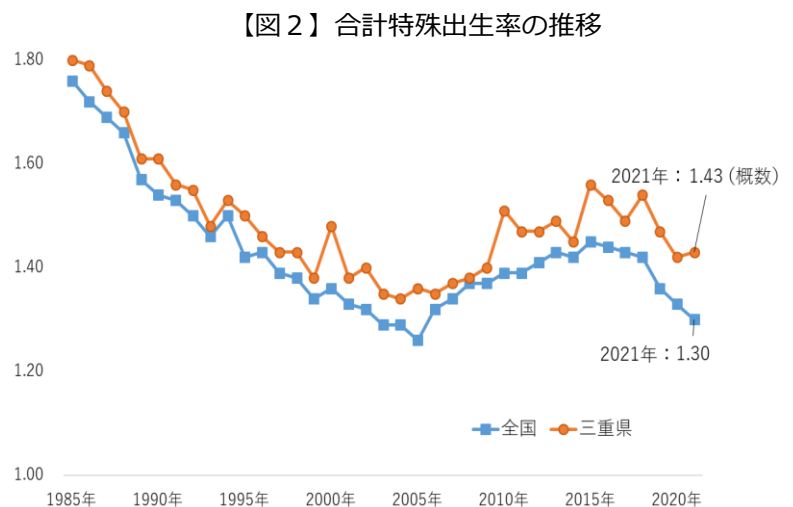
現状

- 県内人口は平成 19(2007)年をピークに減少局面に入っており、平成 27(2015)年から令和2(2020)年にかけて県内人口は約4万6千人減少しました。今後、高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。生産年齢人口も減少の一途を辿ることが予測されており、経済活動への影響も懸念されます。これらのことから、強い危機感を持って対策を進めていく必要があります。



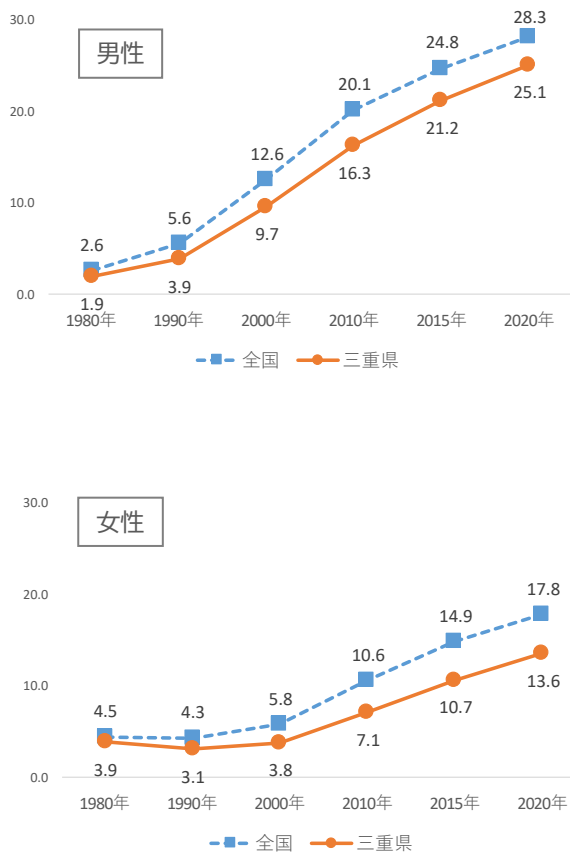
(自然減の現状)

- 三重県の合計特殊出生率は全国値よりは高いものの、近年低下傾向にあり、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準を示す希望出生率 1.8 台とは乖離している状況です。



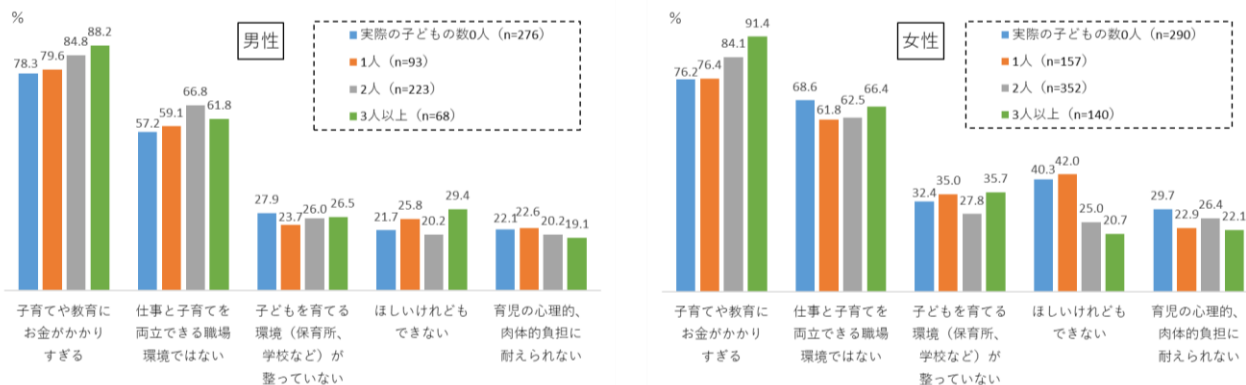
- 県内の 50 歳時未婚割合は上昇傾向にあり、男性で約4人に1人、女性で約7人に1人が未婚となっています。県の調査によれば、結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」、「結婚するのはまだ早い」、「収入が少ない」が上位となっています。
- 男性有配偶率(30～34 歳:全国)は、正規雇用 59.0%に対して、非正規雇用 22.3%と大きな開きがあります。
- 晩婚化(平均初婚年齢の上昇)に伴い、晩産化が進行しています。
- 理想の子どもの数と実際の子どもの数にギャップがあります。ギャップが生じる理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」、「子どもを育てる環境(保育所、学校など)が整っていない」、「ほしいけれどもできない」が上位となっています。

【図3】50歳時未婚割合



出所：国勢調査

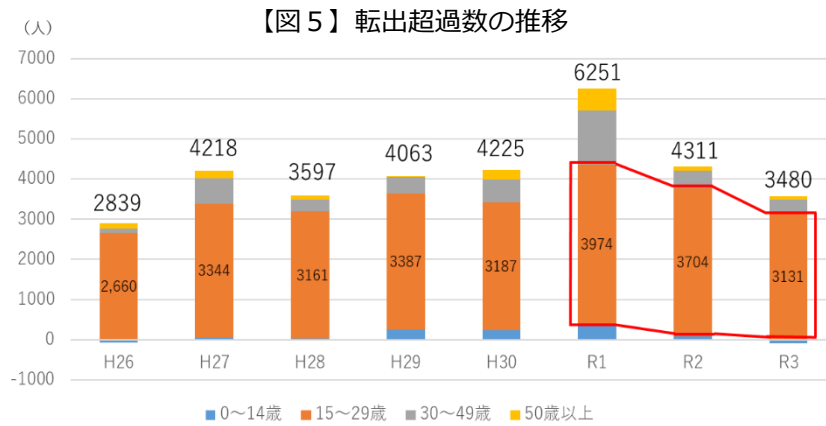
【図4】理想とする子どもの数と実際の子どもの数にギャップが生じている理由（18～49 歳）



出所：第 11 回みえ県民意識調査

(社会減の現状)

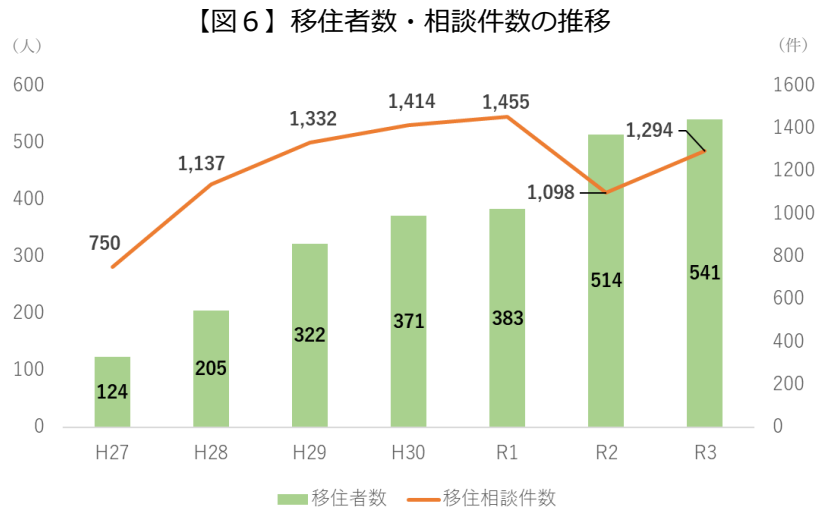
- 本県から県外への転出超過が継続しています。県外への転出超過数の約8割が若者(15～29 歳)であり、その内、女性が約6割を占めています。若者の流出の主な原因は進学・就職によるものと考えられます。
- 県や市町の施策を利用した県外からの移住者数は増加傾向にあります。移住前の居住地は、近畿が約4割を占め、次いで東海、関東の順となっています。



15～29歳の転出超過数の男女構成

	男R1	男R2	男R3	女R1	女R2	女R3
15～19歳	384	458	421	388	290	399
20～24歳	676	721	648	1,384	1,272	1,130
25～29歳	494	436	147	648	527	386

出所：住民基本台帳人口移動報告



出所：三重県調べ

(人口減少がもたらす地域への影響)

- 人口減少は、地域のあり方に大きな影響を及ぼしており、その影響はますます拡大するおそれがあります。具体的には、商業施設等の閉鎖によるサービス機能の低下や、農林水産業や医療・福祉等の担い手不足、交通事業者が不採算路線から撤退することによる公共交通のサービスレベル低下、自治会活動をはじめとする地域の活力低下などが懸念されます。また、税収の減少や過疎化により社会資本の維持が困難になっていくおそれがあります。

(コロナ禍における人口減少の課題等)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、人口動態にも影響を及ぼしています。コロナ禍で結婚、出産の減少が見られることから、今後、少子化に及ぼす影響が懸念されます。
- 一方で、コロナ禍を背景として、大都市圏の人びとの地方への関心の高まりや、テレワーク、ワーケーションなど新しい働き方の広がりが注目を集めています。

課題と方向性

前述の現状をふまえ、【表1】のとおり課題・背景と方向性を整理しました。

【表1】人口減少対策の課題と方向性

	《課題・背景》	《方向性》
自然減対策	<ul style="list-style-type: none"> ●合計特殊出生率は低下傾向 ●未婚化・晩婚化、晩産化が進行 ●理想の子どもの数と実際の子どもの数にギャップ 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に推進 ●少子化の主要因である結婚支援に注力
社会減対策	<ul style="list-style-type: none"> ●県外転出超過数の約8割は若者（その内約6割は女性） ●働き方の変化、地方への関心の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業振興や雇用の確保等、地域の特性に合わせた地方創生の取組を推進 ●若者や女性に着目した社会減対策に注力
人口減少がもたらす地域の課題とその対応策	<ul style="list-style-type: none"> ●都市や集落の機能低下、地域活力の低下が進むおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ●交流人口、関係人口の拡大に向けた取組を推進
人口減少対策の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ●県、市町、さらには民間を交えて危機感を共有し、取組を進める必要 ●人口減少の要因に関してさらに詳細な分析が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町との連携を強化、国へは積極的な提言を実施。民間への働きかけを強化 ●若者や女性に着目した人口減少の要因に関する詳細な調査・分析を行い、効果的な施策を展開

《有識者ヒアリング等をふまえた今後の検討課題》

有識者ヒアリング等で指摘された以下の事項については、さらに詳細な調査分析を行い、対策を検討していきます。

- 少子化対策は総合的に推進する必要がある。また、特定の市町だけでなく、県全体として対策の底上げをしていくことが重要である。
- 県北中部では少子化対策が優先課題であり、近隣県の成長を取り込むことが重要である。県南部では少子化対策に加え、地方創生の取組も進める必要がある。
- 合計特殊出生率と強い産業による良質な雇用はリンクしている。
- 近隣県と比較して県内の保育士の給与が低い。保育士確保へ向けた処遇改善が課題である。
- 子どもを産み、育てることについて、社会全体で支えることが必要である。
- 希望する子どもの数が減少するとともに、有配偶出生率が低下している。若い世代の経済環境を改善するなど、若い時期の結婚・出産が可能な社会づくりを進める必要がある。
- 子どもを産み育てやすい環境をつくるためには、企業の協力を得ることが重要である。
- 県外への転出理由など、若い世代や女性の意見、考え方を聞き取り、対策を講じる必要がある。
- 進学等で県外へ出て行った若者のUターンを促進する取組が重要である。そのためには魅力的な職場の確保が必要である。
- 安心して三重に移り住めるよう、防災対策や医療提供体制の整備に取り組む必要がある。

人口減少対策の取組方向

《基本的な考え方》

- 人口減少の課題に全庁を挙げて総合的に対応することで、地域の自立的かつ持続的な発展につなげます。
- 人口減少対策は、自然減対策(少子化対策)および社会減対策(定住促進、流入・Uターン促進)を両輪として取り組みます。また、人口減少による影響への対応に向けて必要な対策を講じます。
- 県内市町ごとに人口減少の状況が異なることから、地域特性に応じた対策に取り組みます。例えば、北中部地域については、働く場の選択肢が多く、医療、福祉、介護、教育などの生活関連サービスと身近な自然を享受できる快適な住環境に魅力があります。また、南部地域については、リモートワーク環境を活用した仕事や観光業、農林水産業に携わりながら豊かな自然を満喫する暮らしに魅力があります。このような現状をふまえ、地域の特性に応じた移住・定住を促進していく必要があります。
- 国、市町、民間等との連携・役割分担のもと対策を進めます。

※以下は、現時点における人口減少対策の取組方向です。今後、自然減・社会減の要因分析や調査を進めるとともに、市町や若者の声を聴くなかで、取組をさらに追加、具体化していきます。

自然減対策の推進

(少子化対策)

- 「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、ライフステージごとに切れ目のない少子化対策の取組を着実に推進します。
- 未婚化・晩婚化対策として、市町や民間企業等と連携し、広域的な出会い支援の取組を進めるとともに、それぞれの地域でより効果的な手法の検討を行います。
- さまざまな理由により、結婚や子どもを持つことを躊躇する若者等を支援するため、就労支援や所得向上、育児支援など妊娠・出産・育児に対する不安の解消に向けた取組を推進することにより、それらに前向きなマインドを持てるよう取り組みます。加えて、若い世代が結婚や子どもを持つことについて希望をかなえられるよう、早い段階からライフデザインを考えることを促進します。
- 妊娠・出産を支援するため、不妊・不育症治療の助成や周産期医療提供体制の充実に取り組みます。
- 子育て支援に向けて、男性の育児参画の推進、仕事と子育ての両立促進、保育や幼児教育の充実に取り組みます。
- 子ども・家庭に寄り添った支援を行うため、児童相談体制の強化、子どもの貧困対策、発達支援に取り組みます。
- 全ての家庭が安心して子育てできるよう、医療・福祉等のサービス水準のより一層の向上について検討します。

社会減対策の推進

(定住促進)

- 雇用の場を確保・創出するため、DXの推進やカーボンニュートラル実現の取組を進めることで、自動車、半導体、石油化学など本県の主要産業のさらなる振興を図ります。また、スマート農林水産業の促進や、裾野が広く雇用確保が期待できる観光産業の振興、今後も成長が期待されるIT産業など県内産業の振興を図ります。
- 研究開発施設を含む企業誘致や再投資促進を図るとともに、スタートアップの育成・支援、中小企業・小規模企業や地場産業の振興に取り組みます。
- 若者や働く世代、とりわけ女性の県内定着を図るため、就労支援に取り組むとともに、テレワークや副業、ワークシェアなど多様で柔軟な働き方や魅力ある職場づくりを促進します。加えて、県内高等教育機関の卒業生の県内就職促進や収容力向上に向けた取組を検討します。

(流入・Uターン促進)

- 県内への転入を促進するため、移住希望者に対するきめ細かな相談対応や情報発信の充実、住みたいと思ってもらえる地域づくりなど、移住促進に取り組みます。また、県外の協定締結大学と連携して県内企業に係る就職情報を提供するとともに、県出身大学生のUターンを促進するための仕組みを検討するなど、若者のUターン対策を強化します。
- ふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育むため、小中学校や県立学校において、郷土教育に取り組むとともに、地域と連携したキャリア教育を推進します。

人口減少の影響への対応

- 大阪・関西万博の開催やリニア中央新幹線の開業を生かし、交流人口の拡大に取り組むとともに、好機を逃さず三重の魅力・情報発信に取り組めます。
- 関係人口等の拡大に向けて、ワーケーションの促進や地域おこし協力隊など外部人材による地域活性化に取り組めます。
- デジタル技術の活用により地域の課題を解決し、暮らしの向上や魅力的な地域づくりにつなげるなど、デジタル社会の実現に向けた取組を推進します。
- 都市機能(医療・福祉・商業施設)の市街地中心部等への誘導やインフラの効率的な整備など、コンパクト化の視点を含め、人口減少下における地域社会のあり方について市町と連携しながら検討します。
- 人口減少等の影響により移動需要が縮小し厳しい経営環境にある地域公共交通のあり方について検討します。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により継承が困難となってきた地域の文化資源の維持管理や伝統的な民俗行事の担い手育成、情報発信に取り組めます。
- 経済活動をはじめ地域のさまざまな活動における担い手が不足していくことが懸念されることから、女性や高齢者、障がい者、外国人などを含む誰もが地域社会で活躍できるよう、環境整備に取り組めます。

人口減少対策の総合的な推進

(国・市町・民間等との連携)

- 県および県内市町が連携して人口減少対策を効果的に推進するため、「みえ人口減少対策連携会議」を設置し、人口減少対策に係る先進事例の調査研究やモデル事業に協働で取り組みます。
- 国に対して、子育てを社会全体で支える仕組みの構築など、人口減少対策に関する積極的な提言・提案を行っていきます。
- 若者や女性などの多様な人材が能力を発揮することができるよう、労働環境の整備など働き方改革に向けた企業への働きかけを強化します。

(人口減少対策に関する調査・分析)

- 人口減少対策の施策展開に向けて、自然減や社会減の要因を詳細に調査・分析するとともに、先進事例の調査研究を実施します。また、本県が抱える人口減少の課題を把握するため、若者や女性、子育て世代に対するヒアリングやアンケート調査を実施します。

(三重県人口減少対策方針（仮称）の策定)

- 三重県の人口減少対策に係る取組の方向性を示す「三重県人口減少対策方針(仮称)」を策定し、全庁を挙げて人口減少対策に取り組みます。また、同方針に基づく取組は毎年の検証を通じて、ブラッシュアップを図っていきます。

第3章 政策・施策

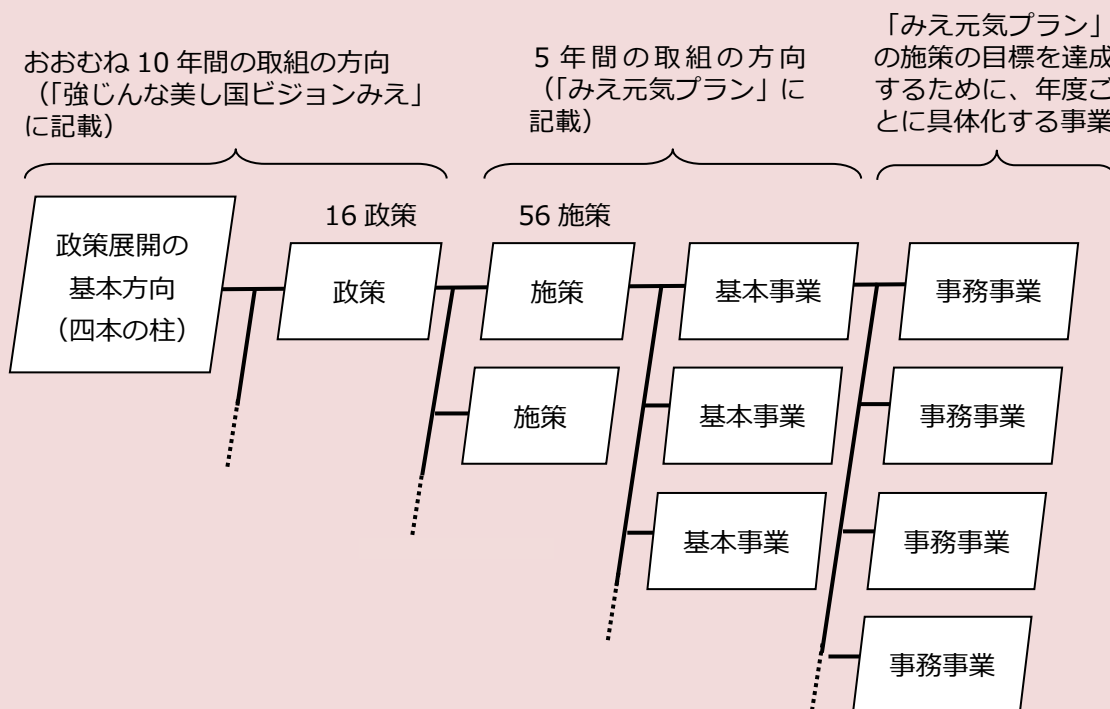
第1節 政策体系とは

政策体系は、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示す基本理念の実現に向け、＜政策展開の基本方向(四本の柱)＞のもとに、＜政策＞－＜施策＞－＜基本事業＞－＜事務事業＞の階層で、県の取組等を網羅し、体系的に整理したものです。

●政策展開の基本方向

- I 安全・安心の確保
- II 活力ある産業・地域づくり
- III 共生社会の実現
- IV 未来を拓くひとづくり

図 「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」の政策体系



各施策の取組と「みえ元気プランで進める7つの挑戦」の関係

第2章で記載した「みえ元気プランで進める7つの挑戦」は、政策体系の整理とは別に、5年間でより一層加速させていかなければならない課題をまとめたものであり、第3章に記載する施策を横断的に実施するものです。

なお、それぞれの挑戦で記載している「取組方向」に関連する施策は、一覧表にまとめて、参考資料として巻末に掲載しています。

第2節 政策体系（政策・施策）

「みえ元気プラン」では、「強じんな美し国ビジョンみえ」で示した＜政策展開の基本方向（四本の柱）＞と＜政策＞に加え、＜施策＞とその内容を構成する＜基本事業＞をお示ししています。

＜施策＞には、それぞれ「施策の目標」を設定し、施策が目標としている社会の状況を「めざす姿」として記載しています。

また、このめざす姿の達成に向けた進捗を、適切に評価するとともに県民の皆さんが把握することができる、定量的または定性的な指標(KPI)を、各施策で複数設定しています。

＜施策＞は、目標の進捗や基本事業の取組状況等を総合的に判断して、担当する副部長または次長が評価を行い、毎年度「県政レポート」として取りまとめ、＜施策＞の成果と改善方向を公表します。

●KPIについて

KPIとは、Key Performance Indicator の略で、目標の達成度を評価するための「重要業績評価指標」と訳されます。

「みえ元気プラン」では、各施策に設定された「施策の目標」を達成するための過程を計測する中間指標として設定しており、KPI 自体は県のめざす最終目標ではありません。

施策に設定されている目標が定性的な目標であることから、KPI についても、数値化された定量的なものだけでなく、状態をあらわす定性的なものも含めて設定しています。

基本理念の実現に向けて、次のとおり16の〈政策〉、56の〈施策〉を位置づけて、県政を推進していきます。

●政策体系一覧

四本の柱	政策	施策	
I 安全・安心の確保	1 防災・減災、県土の強靱化	1-1	災害対応力の充実・強化
		1-2	地域防災力の向上
		1-3	災害に強い県土づくり
	2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保
		2-2	感染症対策の推進
		2-3	介護の基盤整備と人材確保
		2-4	健康づくりの推進
	3 暮らしの安全	3-1	犯罪に強いまちづくり
		3-2	交通安全対策の推進
		3-3	消費生活の安全確保
		3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保
	4 環境	4-1	脱炭素社会の実現
		4-2	循環型社会の構築
		4-3	自然環境の保全と活用
		4-4	生活環境の保全
	II 活力ある産業・地域づくり	5 観光・魅力発信	5-1
5-2			戦略的な観光誘客
5-3			三重の魅力発信
6 農林水産業		6-1	農業の振興
		6-2	林業の振興と森林づくり
		6-3	水産業の振興
		6-4	農山漁村の振興
7 産業振興		7-1	中小企業・小規模企業の振興
		7-2	ものづくり産業の振興
		7-3	企業誘致の推進と県内再投資の促進
		7-4	国際展開の推進
8 人材の育成・確保		8-1	若者の就労支援・県内定着促進
		8-2	多様で柔軟な働き方の推進
9 地域づくり		9-1	市町との連携による地域活性化
		9-2	移住の促進
	9-3	南部地域の活性化	
	9-4	東紀州地域の活性化	
10 デジタル社会の推進	10-1	社会におけるDXの推進	
	10-2	行政サービスのDX推進	
11 交通・暮らしの基盤	11-1	道路・港湾整備の推進	
	11-2	公共交通の確保・充実	
	11-3	安全で快適な住まいまちづくり	
	11-4	水の安定供給と土地の適正な利用	

四本の柱	政策	施策	
Ⅲ の共 実生 現社 会	12 人権・ダイバーシティ	12-1	人権が尊重される社会づくり
		12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進
		12-3	多文化共生の推進
	13 福祉	13-1	地域福祉の推進
		13-2	障がい者福祉の推進
Ⅳ 未 来 を 拓 く ひ と づ く り	14 教育	14-1	未来の礎となる力の育成
		14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成
		14-3	特別支援教育の推進
		14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり
		14-5	誰もが安心して学べる教育の推進
		14-6	学びを支える教育環境の整備
	15 子ども	15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり
		15-2	幼児教育・保育の充実
		15-3	児童虐待の防止と社会的養育の推進
		15-4	結婚・妊娠・出産の支援
	16 文化・スポーツ	16-1	文化と生涯学習の振興
		16-2	競技スポーツの推進
		16-3	地域スポーツと障がい者スポーツの推進

施策2-3 介護の基盤整備と人材確保

施策の目標

(めざす姿)

利用者のニーズに応じた介護サービス等の提供が進むよう、特別養護老人ホームの整備や地域住民等による見守り、多様な生活支援が充実するなど、介護基盤の整備と介護人材の確保が進んでいます。

高齢者が、要介護状態となっても地域の実情に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

(課題の概要)

本県の総人口の約5人に1人が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

介護職員数は増加傾向にありますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、厚生労働省の推計によると、本県の介護職員は令和7(2025)年度に3千人以上不足することが見込まれています。

現状と課題

- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(三重県介護保険事業支援計画・三重県高齢者福祉計画)」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。
- 特別養護老人ホーム等の整備を市町と連携して進めるとともに、より必要性の高い方が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム入所基準策定指針を定めています。今後、施設サービスを必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれることから、施設整備を着実に推進していくとともに、各施設において入所基準に沿った適切な入所決定が行われる必要があります。
- これまでの確保対策により、介護職員数は増加していますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、介護サービスを担う人材の不足は依然として解消していません。引き続き、市町や関係団体と連携し、総合的な確保対策に取り組む必要があります。
- 令和2(2020)年には約9万1千人と推計されている県内の認知症高齢者数は、令和7(2025)年には10万人を超えると見込まれています。若年性認知症も含め、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する社会の理解を深め、早期発見や適切な対応が行われるよう取り組む必要があります。
- 一人暮らしの高齢者が増加し、同居家族が担ってきた生活支援や地域とのつながり等を維持するための場がより一層求められています。孤独・孤立防止や認知症予防につなげることのできる活動を支援するとともに、日常生活支援の充実を図る必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 介護施設サービスの充実**

施設サービスの必要性が高い高齢者が円滑に介護施設等に入所できるよう、市町と連携し、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるとともに、特別養護老人ホームにおける入所基準の適正な運用に取り組みます。

■ **基本事業2： 介護人材の確保**

介護人材の確保のため、介護未経験者や高齢者、外国人を含む多様な人材の参入を促進するとともに、離職防止や定着促進に取り組みます。また、「介護助手」の普及、介護職員の負担軽減につながる介護ロボットや、介護記録から報酬請求業務までの一連の業務の効率化につながるICT機器の導入促進などに取り組みます。

■ **基本事業3： 認知症になっても希望を持てる社会づくり**

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、それぞれの地域で本人と家族を支えるため、認知症サポーターや認知症の人によるチームオレンジ等の支援体制を構築するとともに、医療と介護の連携を図り、認知症の予防や診断後の支援等に取り組むなど、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症の人本人に寄り添った施策を推進します。

■ **基本事業4： 介護予防・生活支援サービスの充実**

高齢者が地域の中で生きがい・役割を持って安心して生活できるよう、関係機関・団体、市町等と連携し、高齢者の介護予防・重度化防止や自立した日常生活の支援等に取り組みます。

■ **基本事業5： 在宅医療・介護連携の推進**

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療の充実に取り組むとともに、市町が在宅医療・介護連携について主体的に課題解決を図ることができるよう支援します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	178人	120人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)
県内の介護職員数	32,285人 (2年度)	37,709人 (7年度)	介護サービス施設・事業所に従事する県内介護職員数(厚生労働省が発表する都道府県別介護職員数)
チームオレンジ整備市町数	4市町	29市町	認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行うチームを整備した市町数

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

(課題の概要)

誰もが希望に応じて参画や能力発揮のできる環境づくりに向け、性別による役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性暴力等の根絶や性の多様性に対する理解促進などの課題解決が求められています。

現状と課題

- さまざまな主体が互いに影響し合うことで、個々人では成し得なかった相乗効果やイノベーションを生むダイバーシティ&インクルージョンは、生きがいの向上や人口減少下での地域力アップの観点から重要性が高まっており、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが参画・活躍できる社会づくりが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で一層顕在化した男女格差の是正に向け、根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画の拡大を進めていく必要があります。
- 職業生活においてリーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、女性の目線に立った一層の環境整備が必要です。
- DVや性暴力に関する意識の変容や認識の広がり、DV被害の多様化や性暴力相談の若年齢化、さらには新型コロナウイルス感染症による社会活動の変化等の影響が、DV相談内容の複雑化や性暴力相談件数の増加といった形で顕在化してきており、被害者等に対する相談・支援の取組を強化していくとともに、引き続きDVや性暴力の防止・根絶に向けた啓発を進めていく必要があります。
- 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、多様な性的指向・性自認について社会の理解が深まり、性のあり方に関わらず暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 男女共同参画の推進

男女が共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、市町および関係機関等と連携し、政策・方針決定過程に携わる女性割合の拡大に取り組むとともに、さまざまな機会・手段を活用した広報・啓発などによる男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

■ 基本事業2： 職業生活における女性活躍の推進

職業生活における男女格差の是正に向け、企業・団体等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用など、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。

■ 基本事業3： 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVや性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けることができるよう相談しやすい環境整備に取り組むとともに、多様化・複雑化する相談に対して関係機関と連携し、予防から相談・保護・自立に向けて切れ目のない支援の取組を進めます。また、引き続きDVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。

■ 基本事業4： ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

ダイバーシティ&インクルージョンの地域づくりを発信するとともに、企業・団体等の取組促進を図ります。また、性のあり方に関わらず暮らしやすい社会となるよう、市町等と連携し、多様な性的指向・性自認についての理解促進や相談支援、パートナーシップ制度の周知および利用先の拡充など環境整備に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数	376団体	501団体	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の大活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体(常時雇用労働者数 100 人以下)の数
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)	1,669 人	4,100 人	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数(累計)
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)	100団体	150団体	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数(累計)

施策 13-1 地域福祉の推進

施策の目標

(めざす姿)

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

(課題の概要)

高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、地域の福祉サービスを支える担い手が不足しています。また、地域、家庭、個人が抱える課題が複合化・複雑化する中で、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が増加することが懸念されます。

現状と課題

- 高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に伴い、地域の支援ニーズが多様化するとともに、福祉サービスを支える担い手が不足し、サービス水準の低下につながる可能性があります。地域でさまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が積極的な情報共有や連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、社会全体で支え合う体制づくりを、より一層進める必要があります。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の福祉ニーズを把握し、災害時の適切な支援につなげるため、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)」の養成研修等を行っています。今後も、DWATの体制を強化し、広域受援体制の整備等に取り組む必要があります。また、社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定を推進する必要があります。
- 少子高齢化のさらなる進展に伴い、いわゆる「8050問題」が「9060問題」に発展し、ひきこもりが長期化するなど、地域、家庭、個人が抱える課題がさらに複雑化・複合化・深刻化する中で、ひきこもり当事者やその家族をはじめ、自殺のリスクを抱える人、矯正施設からの出所者など、生きづらさを抱える人が増加することが懸念されます。生きづらさの背景にはさまざまな事情や原因があるため、個々の状況に応じた適切な支援につなげられるよう、生きづらさを抱える人に寄り添った切れ目のない支援体制の構築や支援に向けた社会全体の機運醸成を図る必要があります。
- 経済情勢の見通しが不透明な中、新型コロナウイルス感染症の影響により急増した生活困窮世帯の自立に向けた支援に取り組む必要があります。生活困窮状態の背景にはさまざまな要因があるため、世帯ごとの状況に応じた丁寧な相談対応、生活保障や自立に向けた支援が必要です。
- 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向け、一人ひとりがおもいやりのある具体的な行動につなげられるよう、さまざまな主体と連携し、UDの意識づくりに取り組むことが必要です。また、誰もが安全で自由に移動でき、安心して快適に過ごせる施設等の整備が必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占め、戦没者遺族の高齢化や戦争の記憶の風化が懸念されることから、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員等、地域福祉の推進役となる担い手の活動を支援するとともに、世代を超えた地域住民同士の支え合いや、企業など他分野からの地域活動への参加等を通じた地域づくりを促進します。また、相談者の属性や相談内容等に関わらず包括的に相談を受け止め、さまざまな分野の主体が連携して必要な支援を行う重層的な支援体制の整備が進むよう、市町の取組を支援するとともに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施し、福祉サービスの質の向上や業務改善につなげます。さらに、災害時に避難所で生活する要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)」の体制強化や、県外からの介護職員等に係る受援体制の整備を進めるとともに、災害時等にあっても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持するため、事業継続計画(BCP)の策定を支援します。

■ 基本事業2： 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

ひきこもり当事者やその家族をはじめとする生きづらさを抱える人が、社会から孤立することなく、自分らしい生き方を選択し、希望を持って安心して生活できるよう、市町等と連携し、相談支援体制の構築に向けた支援や、居場所等社会資源の整備・活用に向けた支援、多様な担い手の育成・確保、地域の支え合いによる社会全体の機運醸成に取り組みます。また、犯罪や非行をした人を孤立させず、再び過ちを犯すことを防ぐため、国や市町、関係団体等と連携して、矯正施設退所者等の円滑な地域生活への移行支援に取り組みます。

■ 基本事業3： 生活困窮者の生活保障と自立支援

さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ(訪問型)支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も必要な福祉サービス等を適切に受けられるよう取組を進めます。また、生活保護が必要な人に対して、適正な保護の実施を進めます。

■ 基本事業4： ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及啓発や三重おもいやり駐車場利用証制度の適正な運営等を進めます。また、ユニバーサルデザイン(UD)に配慮した施設整備を推進するとともに、公共交通のバリアフリー化を促進するため、鉄道駅のバリアフリー化支援やUD タクシーの導入促進等に取り組みます。

■ 基本事業5： 戦没者遺族等の支援

県戦没者追悼式や沖繩「三重の塔」慰霊式の開催等により、戦争犠牲者への慰霊や遺族への支援を行います。また、式典への若い世代の参加を促進し、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていきます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数	9市町	29 市町	相談者の属性や抱える課題等に関わらず、分野横断的に相談に応じる窓口が整備され、また、相談支援包括化推進員等が中心となり、役割分担や支援の方向性を明確にする会議体や仕組みを活用しながら連携支援に取り組んでいる市町の数
アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)	169 件	300件	三重県生活相談支援センターのアウトリーチ支援員が、ひきこもり当事者やその家族等に対し、面談や訪問、通院同行等を行った延べ件数
UD タクシーの導入率	7% (2年度)	29%	三重県内におけるタクシー全体に占める UD タクシー車両の割合

施策 13-2 障がい者福祉の推進

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

(課題の概要)

親の高齢化等により、グループホームへの入居や、自宅において一人で生活するための支援を必要とする障がい者が増加するとともに、障がい者の高齢化や重度化が進行し、障害福祉サービスのさらなる充実が求められています。

現状と課題

- 高齢化や障がいの重度化など、障がい福祉に関わる状況が変化し、個々のニーズがより多様化・高度化しています。障がい者が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活を支えるサービスや就労支援、医療的ケア児・者への支援等をさらに充実するとともに、サービス・支援を担う人材を育成し、障がい者の暮らしを支える体制整備を進める必要があります。
- 多様化・高度化する相談ニーズに対応するため、身近な相談から専門的なスキルを必要とする相談まで、さまざまな相談に応じられるよう、市町における相談支援と合わせて、広域的・専門的な相談支援をさらに強化していく必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携を推進する人材の育成やノウハウ商品の販売促進に向けた取組を進めてきています。今後、障がい者のさらなる就労拡大を図るためには、農業に加え、林業や水産業においても、特に施設外就労の拡大を進める必要があります。また、これまでの障がい者の就労促進に加え、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等について、農業分野における就労をとおして、社会参画につなげていくことが期待されています。
- 精神障がい者の地域移行の取組等により、精神科病院の長期入院者数は減少傾向にありますが、退院した精神障がい者が地域生活を維持できるよう、不調を来した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、安心して生活できる体制の構築が必要です。また、依存症対策として、相談拠点や専門医療機関、治療拠点機関を整備するとともに、一般医療機関・自助グループ等との連携体制の構築を行っています。依存症の発症、進行および再発の各段階に応じた対策を講じる必要があります。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、法令等の整備が進められています。障がいを理由とする差別の解消や虐待の防止、情報保障など、社会参加の環境整備を一層進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

グループホームなどの居住の場や日中活動の場など、障害福祉サービス等や地域生活支援事業のさらなる充実を図るとともに、障がい者本人のニーズをふまえた就労や職場定着等の支援、福祉事業所における工賃向上に取り組みます。また、令和3(2021)年に成立・施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児・者やその家族への支援の充実を図ります。さらに、障害福祉サービス等の質の向上に向け、人材の育成に取り組みます。

■ 基本事業2： 障がい者の相談支援体制の強化

就労を希望する障がい者の支援、高次脳機能障がいや自閉症、発達障がい等に係る相談への対応など、広域的・専門的な相談支援を実施し、市町による相談支援との連携を強化するとともに、相談支援を担う人材を育成することで、相談支援の一層の質的向上を図ります。

■ 基本事業3： 農林水産業と福祉との連携の促進

農林水産分野における障がい者の就労拡大に向け、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を支援し工賃向上を図るとともに、施設外就労を中心に、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制の構築・強化に取り組みます。また、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等を対象として、農業における就労体験の促進、受入れ先となる農業者の確保を図り、社会参画につなげていきます。

■ 基本事業4： 精神障がい者の保健医療の確保

精神障がい者や家族等が、適切な医療や支援を受けて安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の充実など、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。また、依存症に関する啓発を実施するとともに、相談・治療体制の充実や、各地域における連携体制の構築を通じて、依存症当事者や家族等への支援に取り組みます。

■ 基本事業5： 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,943 人	2,480 人	居住支援系サービスであるグループホーム(共同生活援助)や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率	77.7%	82%	障がい者就業・生活支援センターが支援し一般就労した障がい者の就労1年後の定着率
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	153 人	300 人	県が実施する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者数
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数	49 人	76 人	福祉事業所と農林水産事業体において、コーディネーター等の支援により農林水産業に新たに従事した障がい者の人数
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	7 件	27 件	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の規定に該当する相談(合理的配慮等)に対し、障がい者差別解消専門相談員が対応を行った件数

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

少子化の進展や核家族化、地域社会でのつながりの希薄化などにより、年代の異なる子どもの交流や地域の大人と関わる機会など、子どもの豊かな育ちに重要となる多様な体験機会が減少しています。

また、保護者の経済的困難により子どもの学習機会や体験機会等が確保されず、夢や希望を諦めてしまうことに加え、貧困が連鎖してしまう状況となっています。さらに、子どもを取り巻く環境が変化する中、新たに顕在化する、いわゆるヤングケアラーのような支援を必要とする子どもへの対応が求められます。

現状と課題

- 少子化の進展や核家族化、地域コミュニティの機能低下等により、年代の異なる子ども同士のふれあいや、地域の大人との関わりが少なくなり、子どもの頃に多様な体験をする機会が減少しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの体験機会が失われたことは、今後の子どもの育ちに影響を与えることが懸念されます。こうした状況もふまえて、子どもたちが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組む必要があります。
- 家庭形態が多様化し、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念されます。また、男性の育児休業等に関する制度整備が進み、取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性が家事・育児に関わる時間数は男性を大きく上回っており、引き続き、男性の育児参画の推進に取り組む必要があります。
- 生まれ育った環境に関わらず、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備するため、保護者の経済的困難に起因する子どもの貧困について、ひとり親家庭への支援や貧困の連鎖を解消する取組が必要です。また、ヤングケアラーなどの課題に対応する必要があります。
- 発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まり、今後も発達支援へのニーズが増加すると想定されることから、診療体制の充実とともに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町との連携を強化する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：子どもの育ちを支える地域社会づくり**

地域のさまざまな主体が子ども・子育て支援に関わる機会を創出し、多様な体験や交流機会の提供をはじめとした子どもの育ちを支える活動につなげます。また、デジタル技術の進展等の環境の変化に伴う子どもの健全な育ちを阻害する要因から子どもを守る取組を進め、社会全体で子どもの豊かな育ちを支える地域づくりを進めます。

■ **基本事業2：家庭教育応援と男性の育児参画の推進**

家庭教育応援の充実に向けて、支援が必要な家庭ほど支援が届きにくいという実態をふまえ、家庭により身近な市町において、実情に応じた取組が進められるよう必要な支援を行います。また、男性が育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めるため、企業や市町と連携し、パートナーとともにを行う育児が大切であるという考え方の普及啓発に取り組み、育児を行う喜びが広まるよう機運醸成を図ります。

■ **基本事業3：子どもの貧困対策の推進**

子どもの貧困の連鎖解消に向けて、地域コミュニティや子ども食堂等の子どもの居場所、子育てサポートを行う団体や企業等と連携し、身近な地域での学習支援や体験機会の創出等に取り組むとともに、活動の担い手の掘り起こしや、活動を支える仕組みづくりに取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の学校への派遣や、高校生等奨学給付金の支給などの経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭への就労支援等に取り組みます。さらに、ヤングケアラーへの効果的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

■ **基本事業4：発達支援が必要な子どもへの支援**

子どもの発達支援の充実に向けて、子ども心身発達医療センターを拠点として、専門性の高い医療、福祉サービスを提供するとともに、地域での支援体制を強化するため、市町における専門人材の育成や、発達障がいの診療が可能な小児科医等の確保、地域の医療機関や療育機関等との連携強化に取り組みます。また、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」を活用した早期支援の充実を図り、途切れのない発達支援体制を構築します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)	153 企業・団体	200 企業・団体	県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛(資金的、人的支援等)など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数
子どもの居場所数	78 か所	150 か所	子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)	127 人	377 人	地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

(課題の概要)

子どもの数は減少するものの、女性就業率の上昇などにより、一定の保育ニーズはあるため、保護者の就労状況に応じた育児サービスと多様な子育て支援が必要となります。地域の保育ニーズに対応し、幼児教育・保育を充実させるためには、支援を行う保育士等の人材確保と資質向上が必要です。

現状と課題

- 少子化の進展により、乳幼児数は減少しますが、女性就業率の上昇等により、0～2歳の低年齢児の保育ニーズが高まると考えられます。労働力人口の減少で、保育士等の確保がより困難になると見込まれることから、待機児童の解消やより良い保育の提供、地域の子育て支援の充実に必要となる保育士の養成、確保に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 幼児教育・保育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので極めて重要であり、公私・施設類型を問わず幼児教育・保育の質の向上が図られるよう保育従事者等の専門性の向上が必要です。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指針として、保育所・幼稚園等と小学校との連携・接続を一層充実していくことが必要です。
- 保育所・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の統廃合が進むと見込まれるため、地域の実情に応じて子育て支援を行う体制の維持・整備が必要です。また、地域の子育て支援が、利用できる育児サービスの「量」の拡充から、保育士等の充実した配置や専門的な育成支援等による「質」の向上を重視することとなるため、子どもの豊かな育ちに向けて、幼児教育・保育や児童の健全育成に係る支援の質の向上を推進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 幼児教育・保育サービスの充実**

保育士等の確保に向けて、保育士を養成する取組や処遇改善、離職防止に向けた取組への支援を行うとともに、保育職場の魅力発信を行います。また、保育の質の確保・向上に向けて、保育士のキャリアアップにつながる研修等を行います。さらに、低年齢児保育の充実、病児保育、一時預かりなど、保護者の多様な働き方に合わせた保育を提供できるよう、先進的な取組も参考にしながら、市町の支援を行います。

幼児教育の充実に向けては、三重県幼児教育センターを核とした保育者の資質・能力の向上や、幼児教育スーパーバイザー等の派遣による幼児教育に関わる人材の専門性の向上に取り組むとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを編成して、その実践事例の普及等を進めます。

■ **基本事業2： 放課後児童対策の推進**

地域の実情やニーズに応じた子育て支援を充実させるため、児童が放課後を安全に過ごすための居場所となる放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営を支援するとともに、放課後児童支援員の確保に向けて、処遇改善や資質向上等に取り組めます。また、子育て支援に必要な知識や技術等を習得するための研修を行い、地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
保育所等の待機児童数	50人	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)	8,221人	14,000人	県が実施するキャリアアップ研修(7分野)で各研修分野を修了した保育士等の数
放課後児童クラブの待機児童数	28人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数

施策 15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができています。

(課題の概要)

児童虐待に関する相談内容は多様化・複雑化しており、面前DV等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながらないような対応が必要となっています。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、近年では面前DV等の心理的虐待が増えています。子どもの安全を最優先に、適切な一時保護の実施や見守り体制の強化に取り組むため、児童相談所の人員確保や市町における体制の充実や強化、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携を一層進める必要があります。
- 子どもの家庭養育優先の原則に基づき、里親委託等や児童養護施設等における小規模化、地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高い子どもに対応する必要があります。あわせて、子どもの権利擁護に配慮した取組を強化する必要があります。
- 児童養護施設等で暮らす子どもには、社会経験の乏しさや自己肯定感の低さなどが見受けられ、就職後の早期離職率が高くなっています。また、退所後時間が経つほど、児童養護施設等との連絡頻度が減少する傾向にあります。そのため、施設退所児童等の自立に向けて、施設入所中から退所後における切れ目のない支援体制の構築・強化を進める必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 児童虐待対応力の強化**

児童虐待の対応にAI技術等を活用し、子どもの安全を最優先に考えた迅速な対応を進めます。また、児童福祉司、児童心理司などの専門職の増員や人材育成に取り組むとともに、子どもに関するSNS相談への対応など、児童相談の体制を強化します。

地域での児童虐待の未然防止や早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会における調整機能を強化し、子育て支援機関との一層の連携を図るとともに、こども家庭センターの整備や人材育成など、市町の体制強化を支援します。

■ **基本事業2： 社会的養育の推進**

社会的養護において、里親支援等を包括的に実施するフォスタリング機関を整備し、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域小規模児童養護施設の整備を進めます。また、ケアニーズの高い子どもが児童養護施設等において専門的なケアを受け、安心して生活できるよう、施設の高機能化や多機能化を支援します。

子どもの権利擁護について、第三者機関などを活用し、子どもの意見表明を保障する仕組みづくりに取り組みます。また、児童養護施設等を退所する児童の円滑な社会的自立に向けた支援に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
児童虐待により死亡した児童数	0人	0人	児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)	13 事業	18 事業	乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング機関等の事業数
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率	56% (2年度)	68%	児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合

施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

(課題の概要)

不妊治療の保険適用など、不妊・不育症に悩む人への経済的負担の軽減につながる支援が充実され、治療が一般的となる一方、治療と仕事の両立などにおいて、精神的な負担を抱える人や、出産や育児に対して不安を抱える人に対するケアが求められています。

現状と課題

- 個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化に加え、若い世代の女性を中心とした人口の県外流出により未婚化が進み、出生数が減少しています。一方で、結婚した夫婦から生まれる子どもの数は2名程度を維持しており、結婚の希望がかなえられるよう出会いの支援を進める必要があります。
- 若年層の予期せぬ妊娠を防ぎ、結婚や出産、育児など自らのライフデザインを総合的に考えられるよう、妊娠・出産や性に関する医学的知識の習得や、家族の大切さなどについて考える機会となるライフプラン教育の取組が必要です。
- 不妊治療の保険適用を受けて、治療が一般的となる一方で、治療を受けてもなお、希望する状況にならない人など、これまで以上に不妊や不育症に悩む人の増加が見込まれるため、精神的負担の軽減につながる支援が必要となります。あわせて、治療を受けながら安心して働くことができる職場環境の整備も必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産前後の支援体制の構築や支援内容の拡充が求められています。

取組方向

■ 基本事業1： 出会いの支援

結婚を希望する人への丁寧な相談対応や出会いイベントの情報提供に加え、複数の市町と連携し、より広域的な出会いの場を創出するとともに、結婚や子どもを持つことに対する前向きなマインドを持てるよう取り組みます。

■ 基本事業2： 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ 基本事業3： 不妊・不育症に悩む家族への支援

不妊や不育症に悩む人に対して、保険適用後の不妊治療への県独自助成による経済的支援や、専門的な相談支援など、より身近な地域での当事者に寄り添った精神的支援に取り組みます。また、不妊治療と仕事の両立支援に向けて、企業の不妊治療への理解を深める取組を進めるとともに、企業における休暇制度や柔軟な勤務体制等の導入などの働きかけを行います。

■ 基本事業4： 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、人材育成など各市町の実情に応じた母子保健体制の構築および母子保健事業の充実に向けた取組を支援します。また、特定妊婦などの育児に困難を抱える可能性がある人に対して、関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応につながる体制づくりを支援します。さらに、予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡に係る情報等を収集し、多機関が連携して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数	346件	450件	県が設置するみえ出逢いサポートセンターが SNS 等により情報発信する、出会い支援に取り組む民間団体や市町が実施するイベント(セミナー、交流会等)の件数
思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数(累計)	45人	240人	県が医療機関に委託して実施するセミナーに参加する中学校および県立学校の養護教諭の数
母子保健コーディネーター養成数(累計)	227人	325人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数
不妊症サポーター養成数(累計)	72人	264人	治療と仕事の両立支援のために企業内で相談支援等を行う県が養成した不妊症サポーターの数

施策 16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

施策の目標

(めざす姿)

地域の活性化をはじめ、県民の健康増進などさまざまなスポーツの価値が発揮されるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会等の誘致・開催、スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会の充実などに向けた取組が進んでいます。

また、障がい者スポーツにさまざまな形で関わる人が増え、障がい者スポーツの裾野の拡大が進むよう、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりなどが進んでいます。

(課題の概要)

高齢社会が進行することで、心身の健康を維持したいという健康志向が高まる一方、人口減少が進行することで、社会的な結び付きや地域でのコミュニケーションが少なくなっています。

スポーツが持つ力で地域の絆づくりを進めるため、運動やスポーツにふれ親しむ環境を作り、スポーツに参画する機会を拡充していくことが求められています。

また、障がいへの理解や障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組む必要があります。

現状と課題

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組を通じて、県や市町において、施設の新たな整備や大規模な改修が行われました。また、選手・指導者や競技役員などの人材が育成されました。こうして各地域に遺されたレガシーを活用した取組を進めることにより、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげていく必要があります。
- スポーツへの興味・関心を促すためには、まずトップレベルのプレーを「みる」機会を充実させ、その迫力や感動を味わってもらうことが重要です。「みる」機運を盛り上げることは「する」人の拡大につながり、健康増進や疾病・介護予防といった社会的課題の解決のきっかけとなることも期待できます。さらに、各地域でスポーツイベント等が自主的・主体的に開催されるなど運動やスポーツにふれ親しむ機会を拡充することで、それを「支える」人たちの活動も活性化します。こうしたスポーツのさまざまな効果により、スポーツを通じた地域の一体感や絆づくりを促進し、県民の皆さんの生活を豊かにしていく必要があります。
- 障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむことで、障がいへの理解や障がい者の社会参加を促進するため、近年の障がい者スポーツに対する関心の高まりを生かし、障がい者スポーツを「する」、「みる」、「支える」裾野の拡大に取り組む必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： スポーツを通じた地域の活性化

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーを活用して、大規模大会の誘致・開催、各地域での開催競技に関わるスポーツイベントの開催、それらを支える競技役員等の人材の育成・継承などに取り組む市町や競技団体を支援することにより、スポーツの振興や地域の活性化を図ります。

■ 基本事業2： スポーツへの参画機会の拡充

運動やスポーツには、健康増進をはじめとするさまざまな価値があることから、市町・競技団体等が行うさまざまな地域スポーツ推進の取組と連携して、あらゆる世代の皆さんがスポーツに参画する(する・みる・支える)機会の拡充を図ります。

■ 基本事業3： 障がい者スポーツの裾野の拡大

障がい者スポーツを推進する拠点を設置し、障がい者がスポーツに取り組む機会の充実や、支える人材の養成等により一層の裾野の拡大に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業等からの相談にワンストップで対応する体制を整備し、障がい者スポーツを総合的に推進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数(累計)	0件	90件	県の補助金を利用したことにより国際大会等の大規模大会を誘致・開催した件数および両大会の開催競技を地域に根付かせるスポーツイベントを開催した件数
県内スポーツイベント等への参加者数	34,956人	204,000人	県内で開催されるスポーツイベントにおける参加者、観戦者、大会役員・ボランティアの数
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	3,800人 (平成30年度)	4,200人	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数
初心者講習会に参加した障がい者の人数	190人	310人	県が開催している各種障がい者スポーツ競技の初心者講習会に参加した障がい者の人数

第5章 計画の進行管理

第1節 みえ元気プランの進行管理

「みえ元気プラン」の推進にあたっては、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「みえ元気プラン」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、年度ごとに注力する取組を、重点事業として単年度の県政運営方針である「三重県行政展開方針」において定めることとしています。これによって、重点的に取り組む分野を毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人材を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

① 計画 (PLAN)

政策展開の方向性や県政運営の基本方針を示した長期の「強じんな美し国ビジョンみえ」と中期の「みえ元気プラン」に基づく単年度の方針として「行政展開方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。

② 実行 (DO)

各所属組織において「行政展開方針」を具体的に展開するため、部局長、副部長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定めます。

③ 評価 (CHECK)

計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。

④ 改善 (ACT)

評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「県政レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

2 個別計画一覧

「関連する個別計画」は、法定計画や条例に基づき議決を経て策定された計画、「みえ元気プラン」に記載されている計画等を施策、行政運営の取組ごとに記載しています。

施 策	関連する個別計画		
	計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
2-3	介護の基盤整備と 人材確保	第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次高 齢者福祉計画(みえ高齢者元気・かがやきプ ラン)	令和3年4月～令和6年3月 医療保健部
12-2	ダイバーシティと女 性活躍の推進	第3次三重県男女共同参画基本計画	令和3年4月～令和13年3月 環境生活部
		ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様 な社会へ～	平成29年12月～ 環境生活部
		三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第6次計画	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
13-1	地域福祉の推進	三重県地域福祉支援計画	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		三重県再犯防止推進計画	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		三重県ひきこもり支援推進計画	令和4年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり 推進計画	平成31年4月～令和5年3月 子ども・福祉部
		第3次三重県自殺対策行動計画	平成30年4月～令和5年3月 医療保健部
13-2	障がい者福祉の推 進	みえ障がい者共生社会づくりプラン	令和3年4月～令和6年3月 子ども・福祉部
		第2次三重県手話施策推進計画	令和3年4月～令和6年3月 子ども・福祉部
		三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2 期)	令和4年4月～令和9年3月 医療保健部
		三重県ギャンブル等依存症対策推進計画	令和4年4月～令和8年3月 医療保健部
		三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する 基本計画	令和2年4月～令和12年3月 農林水産部
15-1	子どもが豊かに育 つ環境づくり	第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		第二期三重県子どもの貧困対策計画	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
15-2	幼児教育・保育の 充実	第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		三重県教育ビジョン	令和2年4月～令和6年3月 教育委員会
15-3	児童虐待の防止と 社会的養育の推 進	三重県社会的養育推進計画	令和2年4月～令和12年3月 子ども・福祉部
		第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
15-4	結婚・妊娠・出産 の支援	第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	令和2年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
		健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	平成27年4月～令和7年3月 子ども・福祉部
16-3	地域スポーツと障 がい者スポーツの 推進	第2次三重県スポーツ推進計画	平成31年4月～令和5年3月 地域連携部 スポーツ推進局
		みえ障がい者共生社会づくりプラン	令和3年4月～令和6年3月 子ども・福祉部

(1) 施策のKPI

各施策の「施策の目標」で記載した、「めざす姿」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
2-3	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）	介護度が高く、施設入所の必要性が高い在宅の高齢者が、特別養護老人ホームに円滑に入所できることが重要であることから選定しました。	入所待機者数の実績および令和4年度施設整備計画数をふまえ、今後の施設整備見込み数を勘案し、推計した令和8年度の入所待機者数を設定しました。	178人	120人
2-3	県内の介護職員数	介護サービス施設・事業所に従事する県内介護職員数（厚生労働省が発表する都道府県別介護職員数）	介護需要の増加が見込まれる中、希望される施設や在宅等サービスを提供するためには、介護職員の確保が必要不可欠であることから選定しました。	介護サービス見込量等に基づき推計した県内介護職員数（厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」）の確保をめざして設定しました。	32,285人 (2年度)	37,709人 (7年度)
2-3	チームオレンジ整備市町数	認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行うチームを整備した市町数	チームオレンジは、認知症サポーターや認知症の人がメンバーとなり、市町において、認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行う重要な役割を担うことから、選定しました。	認知症施策推進大綱においても、KPI／目標として令和7年度までに全市町村で整備することが設定されていることや、市町の整備計画をふまえ、令和7年度までに県内全市町村で整備されることをめざして設定しました。	4市町	29市町

Ⅲ 共生社会の実現

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
12-2	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体（常時雇用労働者数100人以下）の数	女性活躍の推進に向けて、法的義務はないものの自主的に目標をもって取り組むことで、性別に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備や一層で活躍する女性の増加につながることから、選定しました。	これまでの法律に基づく事業主行動計画や取組宣言の策定状況などをふまえ、女性活躍に向けた企業等の取組を一層促進するため、毎年25団体ずつ増加させ、令和8年度には500団体を超えることを目標に設定しました。	376団体	501団体
12-2	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数（累計）	性犯罪・性暴力被害者を少しでも早く適切な支援につなげていくためには、よりこの認知度を高めていく必要があることから、選定しました。	「よりこ出前講座」受講者数で過去最高を記録した令和元年度の481人を上回る500人（令和4年度は531人）を毎年増加させていくことを目標に設定しました。	1,669人	4,100人
12-2	「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス（機関・事業者・団体・市町数）が増えることで、性の多様性を認め合う環境づくりが進むことから、選定しました。	令和3年度実績値を基点として、毎年10団体ずつ増加させていくことを目標に設定しました。	100団体	150団体

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
13-1	多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数	相談者の属性や抱える課題等に関わらず、分野横断的に相談に応じる窓口が整備され、また、相談支援包括化推進員等が中心となり、役割分担や支援の方向性を明確にする会議体や仕組みを活用しながら連携支援に取り組んでいる市町の数	地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、これまで支援の行き届かなかったひきこもり当事者など生きづらさを抱える人等も支援対象とし、支援機関が連携して重層的な支援に取り組む市町を増やす必要があることから選定しました。	誰もが住み慣れた地域で希望をもって安心して暮らすことができるよう、全ての市町において、包括的な相談支援体制が構築されることをめざし、目標値を設定しました。	9市町	29市町
13-1	アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数（延べ）	三重県生活相談支援センターのアウトリーチ支援員が、ひきこもり当事者やその家族等に対し、面談や訪問、通院同行等を行った延べ件数	ひきこもり当事者やその家族は相談窓口につながりにくい傾向があることから、相談窓口での待ちの姿勢のみならず、当事者やその家族の意向に添いながら、「アウトリーチ（訪問型）支援」を充実させていく必要があることから選定しました。	三重県生活相談支援センターにおけるアウトリーチ支援員の活動実績をふまえ、アウトリーチ（訪問型）支援の質・量のさらなる充実を図るため、令和8年度に約2倍の支援件数となるよう、目標値を設定しました。	169件	300件
13-1	UDタクシーの導入率	三重県内におけるタクシー全体に占めるUDタクシー車両の割合	高齢者や車いす利用者など、誰もが利用しやすいUDタクシーの県内導入率は、令和2年度末時点で、全国平均（12%）を大きく下回っており（7%）、より一層導入促進を図っていく必要があることから選定しました。	国の基本方針に定めるUDタクシーの導入率に関する目標「令和7年度までに、総車両数の約25%」の達成をめざし、年平均4.4%の継続的な増加となるよう、目標値を設定しました。	7% （2年度）	29%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
13-2	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	居住支援系サービスであるグループホーム（共同生活援助）や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数	障がい者が地域において自立した生活を送るためには、居住の場であるグループホーム等を充実させる必要があることから選定しました。	障がい者が地域において自立した生活を送るため、過去3年間のグループホーム利用者数の平均値をふまえ、年間約110人の増加をめざし、令和8年度に2,480人となるよう設定しました。	1,943人	2,480人
13-2	就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率	障がい者就業・生活支援センターが支援し一般就労した障がい者の就労1年後の定着率	一般就労した障がい者の職場定着率の向上は、障がい者が働きやすい環境が整備され、生きがいを感ぜながら安心して生活できる社会の実現につながっていると考えられることから選定しました。	直近4年間の定着率の実績の平均値（80.3%）を基準とし、基準より高い数値を維持することをめざして、目標値を設定しました。	77.7%	82%
13-2	医療的ケア児・者コーディネーター養成者数	県が実施する医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者数	医療的ケア児・者に対する支援を総合的に調整し適切な支援につなげるコーディネーターを養成することにより、医療的ケア児・者やその家族等の安心した暮らしにつながると考えられることから選定しました。	医療的ケア児・者の支援の充実に向けて、全ての相談支援事業所（180か所）において、令和8年度までにコーディネーターが1名もしくは複数名配置されることをめざし、目標値を設定しました。	153人	300人
13-2	農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数	福祉事業所と農林水産事業体において、コーディネーター等の支援により農林水産業に新たに就労した障がい者の人数	農林水産業分野において障がい者の就労機会をさらに拡大するためには、福祉事業所の参入や農林水産業の経営体での雇用に加えて、施設外就労を拡大することから、これらを合わせた取組の成果を表す指標として選定しました。	農業分野における取組実績や、林業、水産業分野において新たに育成するコーディネーターによる今後の取組件数をふまえ、農・林・水の各分野の目標人数を積み上げて設定しました。	49人	76人
13-2	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の規定に該当する相談（合理的配慮等）に対し、障がい者差別解消専門相談員が対応を行った件数	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発等を進め、障がい者本人や家族、その他関係者の差別解消に対する意識が高まり、合理的配慮に関する相談などが行われることで、差別解消に向けた取組につながる指標として選定しました。	障がい者差別解消に向けて取組を進めることや、令和6年6月までに事業者における合理的配慮の提供が義務化されることにより、相談件数の増加が見込まれ、令和5年度までに現在の件数が約2倍となり、その後もその増加数（年4件）が継続すると想定し、目標値を設定しました。	7件	27件

IV 未来を拓くひとづくり

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の 目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
15-1	県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数（累計）	県が関わって実施される子どもの体験機会の提供や世代間交流、事業への協賛（資金的、人的支援等）など、子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動に参加した企業・団体数	県内企業・団体による子どもの育ちや子育て家庭を支援する活動が進むことで、地域において子どもの豊かな育ちを支える機運が醸成されるとともに、企業・団体自身の風土改革にもつながることから選定しました。	県の取組に関わって、子ども・子育て支援活動に取り組む企業・団体数を現状値より3割増やすことをめざし、目標値を設定しました。	153 企業・団体	200 企業・団体
15-1	子どもの居場所数	子ども食堂やフードパントリーなど、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	子どもの居場所は、食事の提供だけでなく、学習支援や体験機会の提供、悩みを抱える子どもやその保護者の身近な相談場所として行政等の窓口につながるなど、さまざまな役割を担っており、子どもの豊かな育ちの実現につながることから選定しました。	県内の公立中学校区ごとに1つは「子どもの居場所」があることをめざし、現在の公立中学校数（155校）を参考に目標値を設定しました。	78か所	150か所
15-1	地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）	地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数	子ども心身発達医療センターにおいて、地域の医療機関（主に小児科）を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域での発達障がいの早期発見・支援につなげることで、子どもの豊かな育ちが確保されると考えられるため、選定しました。	発達に課題がある子どもが地域において早期発見・支援につながるよう、毎年50名の小児科医等が連続講座を受講することをめざし、目標値を設定しました。	127人	377人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
15-2	保育所等の待機児童数	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数	保育所等の待機児童がなくなることで、保育を必要とする全きる家庭が利用できる支援を充実させることが可能となり、子どもたちがより豊かに育つことができるため、選定しました。	保育所等において現在発生している待機児童を早急に0とし、その後も待機児童を発生させないことをめざし、目標値を設定しました。	50人	0人
15-2	県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）	県が実施するキャリアアップ研修（7分野）で各研修分野を修了した保育士等の数	研修により保育現場におけるリーダーとなる職員の育成が進むことで、保育士等の資質向上が図られ、幼児教育・保育の「質」の向上につながるため、選定しました。	県内の保育士数や受講対象者等をふまえ、令和8年度までに累計で14,000人が研修を受講することをめざし、現状値から年間約1,000人の増加となるよう設定しました。	8,221人	14,000人
15-2	放課後児童クラブの待機児童数	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数	放課後児童クラブの待機児童を解消することで、昼間保護者が家庭にいない小学生が安心して過ごすことのできる環境が整備されるとともに、子どもの育成支援が充実されるため、選定しました。	放課後児童クラブにおいて現在発生している待機児童を解消し、その後も待機児童を発生させないことをめざし、目標値を設定しました。	28人	0人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
15-3	児童虐待により死亡した児童数	児童相談所が把握している児童虐待により死亡した児童の数	近年、児童相談所による児童虐待相談対応件数は2,000件を超えて推移しており、重篤な事案につながりやすい0歳から学齢前児童に対する虐待も依然として多いことから、児童相談所における体制を強化し、かけがえのない子どもの命と安全を守るため、選定しました。	児童相談所の相談体制や関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待により死亡する児童を発生させないよう目標値を設定しました。	0人	0人
15-3	乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数（累計）	乳児院・児童養護施設が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フオスタリング機関等の事業数	国において乳児院や児童養護施設の多機能化等が求められている中、「三重県社会的養育推進計画」においても、施設等の多機能化を目標として定めていることから選定しました。	「三重県社会的養育推進計画」における目標値や地域の実情等をふまえ、令和8年度に18事業が実施されていることをめざし、目標値を設定しました。	13事業	18事業
15-3	児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率	児童養護施設退所後、里親委託解除後3年を経過して就労している児童の割合	児童養護施設退所者等（ケアリーパー）は、就職後の早期離職率が高いことなどが課題となっており、入所中から退所後まで切れ目なく自立に向けた支援を行い、就労率を向上させることで、施設退所後の安定した生活につながると考えられるため、選定しました。	施設退所児童等の退所3年後の就労率を、県内の高卒の就職後3年目までの就労率68.3%（推定）に近づけることをめざし、目標値を設定しました。	56% (2年度)	68%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
15-4	みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント（セミナー、交流会等）数	県が設置するみえ出逢いサポートセンターがSNS等により情報発信する、出会い支援に取り組む民間団体や市町が実施するイベント（セミナー、交流会等）の件数	県が実施したアンケートで、未婚者の「結婚していない理由」として「出会いがない」が最も多いことから、出会いの支援に取り組む必要があるため選定しました。	みえ出逢いサポートセンターが発信するイベント（セミナー、交流会等）数を現状値より3割増やすことをめざし、目標値を設定しました。	346件	450件
15-4	思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数（累計）	県が医療機関に委託して実施するセミナーに参加する中学校及び県立学校の養護教諭の数	思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加を促進することで、保健指導や性教育に係る支援スキルの向上が図られるとともに、生徒のライフデザインに係る正しい知識の習得につながると思われることから、選定しました。	令和8年度までに、全ての養護教諭（約240人）がセミナーに参加することをめざし、令和3年度の現状値をふまえ、毎年40名程度の参加となるよう目標値を設定しました。	45人	240人
15-4	母子保健コーディネーター養成数（累計）	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数	子育て世代包括支援センターへの母子保健コーディネーターの配置が進むことで、より充実した支援が行われるよう、県としてコーディネーターを養成する必要があることから選定しました。	母子保健業務に従事する市町や県の全ての保健師（325人）が、母子保健コーディネーターとして令和8年度までに相談支援に携わっていることをめざし、目標値を設定しました。	227人	325人
15-4	不妊症サポーター養成数（累計）	治療と仕事の両立支援のために企業内で相談支援等を行う県が養成した不妊症サポーターの数	職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを進めるためには、企業内で当事者に寄り添った支援ができ、企業と当事者の橋渡し役となる人材を養成する必要があることから選定しました。	不妊治療と仕事の両立に向けた連携協定を締結している、三重県経営者協会の会員企業数（264社：令和4年3月末時点）を参考に、令和8年度までに、両立支援担当者として選任できるサポーター264人の養成をめざし、目標値を設定しました。	72人	264人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
16-3	三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数（累計）	県の補助金を利用したことにより国際大会等の大規模大会を誘致・開催した件数および両大会の開催競技を地域に根付かせるスポーツイベントを開催した件数	三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技を地域に根付かせることでスポーツを通じたまちづくりやスポーツに親しむ機会の拡大をめざすことから選定しました。	大規模大会やスポーツイベントが全市町で3回以上実施されることをめざし、90件と設定しました。	0件	90件
16-3	県内スポーツイベント等への参加者数	県内で開催されるスポーツイベントにおける参加者、観戦者、大会役員・ボランティアの数	地域のスポーツ活動が活性化し、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まることにより、スポーツ大会やスポーツイベントへの参加者数が増加することが期待できることから選定しました。	開催競技を地域に根付かせ、スポーツに親しむ機会を拡大させるため、令和4～5（2022～2023）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復期とし、令和6（2024）年度以降は、コロナの影響がない平成30（2018）年度の県内スポーツ大会参加者数である約195,000人から毎年1.5%増加することをめざし、204,000人と設定しました。	34,956人	204,000人
16-3	県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数	県が主催する障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツイベントにおける「する」「みる」「支える」人の数	障がいのある人もない人も運動・スポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」裾野を拡大する必要があることから選定しました。	とこわか大会に向けた5年間の取組により増加した参加者数の実績（約350人）をふまえ、より一層障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、令和8（2026）年度までに400人増やすことをめざし、目標値を設定しました。	3,800人 （平成30年度）	4,200人
16-3	初心者講習会に参加した障がい者の人数	県が開催している各種障がい者スポーツ競技の初心者講習会に参加した障がい者の人数	初心者講習会に参加する障がい者が増えることで、障がい者スポーツの裾野の拡大につながると考えられることから選定しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した講習会への参加者数を、令和6（2024）年度までにコロナ禍以前の水準（約260人）に戻し、その後も同程度で増加させることをめざして、令和8（2026）年度の目標値を310人と設定しました。	190人	310人

みえ元気プラン

令和4（2022）年10月
三重県戦略企画部企画課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2025 FAX 059-224-2069
E-mail kikakuk@pref.mie.lg.jp
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>